

Title	自助と互助の社会経済学(庭田範秋教授退任記念号)
Sub Title	Socioeconomics of Self-Help: A Critical Assessment of Japan(In Honour of Professor Noriaki Niwata)
Author	真屋, 尚生(Maya, Yoshio)
Publisher	
Publication year	1993
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.36, No.1 (1993. 4) ,p.99- 131
JaLC DOI	
Abstract	<p>社会保障は,自助努力に限界のあることが歴史的に証明されたことによって登場し,その後発展を遂げ,今日に至っている。今や社会保障の使命は終わり,社会保障に代わり,あるいは頼ることなく,個人が自らの生活を,また企業が従業員の生活を,全面的・全生涯的に保障していく,あるいは保障していけるという時代になったのであろうか。答は否である。個人の力はますます弱まり,労働者・勤労者の企業への従属の度合いが強まってきている。このような状況にあればこそ,全国民・全住民に共通する生活の基盤ともいべき社会保障の充実が要請される。社会保障の充実なくして社会の健全な発展はあり得ない。高齢化,情報化,高学歴化,国際化などの要因が複雑に絡み合う中で,生活保障二ーズの多様化・高度化傾向は,今後いっそう強まっていくであろう。これに対して,自助の制度の典型たる私的保険は,基本的には所得保障制度であり,多様化・高度化していく二ーズに全面的に応えることはできない。多様化・高度化していく二ーズの中には,所得に関わるものの他,保健・医療,環境,住宅,雇用,教育など,社会保険制度は勿論のこと,社会保障制度の枠をも越えて対応しなくては処理し切れないものが,多く含まれている。こうした課題に対して,社会保険は,まず社会保険相互間の関係を調整し,制度の分立がもたらす不公平・不平等の本格的な是正に真剣に取り組まなければならないであろう。無論,社会保険制度間の調整・改革と並行して,社会保険と社会福祉・社会サービスなどの関連諸制度との調整が進められ,相互により緊密で効果的な連携が可能になるような態勢を作り上げていかなくてはならない。全ての国民が真に頼ることのできる社会保険に代表される公的保障制度があつて,初めて,さらに保障の厚みと拡がりを加える集団保障制度と個人保障制度の意義も増してくる。社会保険に過度の期待をすることは,社会保険についての正しい理解の仕方とは言えないが,逆に社会保険の機能を過小に評価することも間違っている。社会保険は,それが公的保険であるがゆえに,私的保険には到底不可能な数々の実験を行い,数多の成果を上げてきたことを,今一度想起すべきである。</p>
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19930425-04083939

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

自助と互助の社会経済学

真屋 尚 生

<要 約>

社会保障は、自助努力に限界のあることが歴史的に証明されたことによって登場し、その後発展を遂げ、今日に至っている。今や社会保障の使命は終わり、社会保障に代わり、あるいは頼ることなく、個人が自らの生活を、また企業が従業員の生活を、全面的・全生涯的に保障していく、あるいは保障していきけるという時代になったのであろうか。答は否である。個人の力はますます弱まり、労働者・勤労者の企業への従属の度合が強まってきている。このような状況にあればこそ、全国民・全住民に共通する生活の基盤ともいべき社会保障の充実が要請される。社会保障の充実なくして社会の健全な発展はあり得ない。

高齢化、情報化、高学歴化、国際化などの要因が複雑に絡み合う中で、生活保障ニーズの多様化・高度化傾向は、今後いっそう強まっていくであろう。これに対して、自助の制度の典型たる私的保険は、基本的には所得保障制度であり、多様化・高度化していくニーズに全面的に応えることはできない。多様化・高度化していくニーズの中には、所得に関わるものの他、保健・医療、環境、住宅、雇用、教育など、社会保険制度は勿論のこと、社会保障制度の枠をも越えて対応しなくては処理し切れないものが、多く含まれている。こうした課題に対して、社会保険は、まず社会保険相互間の関係を調整し、制度の分立がもたらす不公平・不平等の本格的な是正に真剣に取り組まなければならないであろう。無論、社会保険制度間の調整・改革と並行して、社会保険と社会福祉・社会サービスなどの関連諸制度との調整が進められ、相互により緊密で効果的な連携が可能になるような態勢を作り上げていかななくてはならない。

全ての国民が真に頼ることのできる社会保険に代表される公的保障制度があって、初めて、さらに保障の厚みと拡がりを加える集団保障制度と個人保障制度の意義も増してくる。社会保険に過度の期待をすることは、社会保険についての正しい理解の仕方とは言えないが、逆に社会保険の機能を過小に評価することも間違っている。社会保険は、それが公的保険であるがゆえに、私的保険には到底不可能な数々の実験を行い、数多の成果を上げてきたことを、今一度想起すべきである。

<キーワード>

平等・不平等、地域社会、互助（相互扶助）、自助（自助努力）、自由・不自由、家族、高齢化社会、雇用、協同組合、年金保険（企業年金保険）、生活保障、生命保険（簡易生命保険）、社会保険、社会保障、退職金（退職一時金）

1. 序 論

世界にも例を見ないほどに急速な人口の高齢化は、我が国の生活保障・社会保障体系が内包する諸矛盾を顕在化せしめ、今後ますます高齢化していく我が国の生活保障・社会保障体系の根本的な見直しを、われわれに迫ってきている。人口高齢化問題は、ただ単に現在高年齢に達している国民の処遇をめぐる問題に止まるものではなく、現在は高齢者・老人を扶養する立場にあり、いずれは自らも高齢者・老人となり、直接・間接、多少、長短の違いはあれ、後代によって扶養されることになるであろう現若壮年層をも巻き込む、まさに全国的な最重要課題の一つである。人口高齢化が急速に進行する中で、不況が長期化し、雇用不安・労働力移動は増加し、物価・生活費も上昇し、環境破壊・公害は深刻化していく。住宅事情は悪化し、医療・教育など福祉に関連する費用負担は増大し、地震に代表される大災害発生の可能性も国民の生活を脅かしている。また生活様式の変化、価値観の多様化は、世代間の断絶を多くの生活の局面にもたらしている。さらには資源・エネルギーをめぐる国際的利害の対立が敏感に国内経済に影響を及ぼすのみならず、我が国の経済的海外進出に対する諸外国の反発も強まり、文字通り内憂外患とも言える今日の状況である。

従来から所得保障・経済的保障・生活保障の体系については、三段階保障・三層保障あるいは三本柱保障という理解の仕方がなされ、現代福祉国家にあっては、公的保障と私的保障が一体化しつつ、しかもそれぞれに固有の機能を発揮することが期待されている。そこでの公的保障を導く理念を（国民的規模での相互）扶助原則と呼ぶならば、私的保障は自助原則によって導かれている。こうした福祉国家における生活保障のあり方に対する見解は、『ベバリジ報告』に早くも見られるところである。すなわち「社会保障は、国と個人の協力によって達成されるべきものである。国は、サービスと拠出のための保障を与えるべきである。国は、保障を組織化するにあたっては、行動意欲や機会や責任感を抑制してはならない。またナショナル・ミニマムを決めるにあたっては、国は、各個人が、彼自身および彼の家族のために、その最低限以上の備えをしようとして自発的に行動する余地を残し、さらにこれを奨励すべきである¹⁾」と。このようにベバリジの意図するところは、国家の社会保障に対する責任を明確にした上での、個人の努力に対する期待であった。ベバリジの計画は、成功したとは必ずしも言えないが、生活保障・社会保障をめぐる国家の責任と個人の責任を明確にし、両者の協力を要請した点において、福祉国家における生活保障・社会保障の意義と限界を鋭く指摘したものであった。²⁾ 『ベバリジ報告』が公刊されて丁度半世紀が経過した今、我

1) *Social Insurance and Allied Services: Report by Sir William Beveridge, 1942* (Cmd. 6404), rpt., Agathon Press, New York, 1969, pp.6-7 [山田雄三監訳『ベヴァリジ報告——社会保険および関連サービス』1刷, 至誠堂, 1969年, 6ページ].

2) William A. Robson, *Welfare State and Welfare Society: Illusion and Reality*, George Allen & Unwin, London, 1976, pp.11-19 [辻清明・星野信也訳『福祉国家と福祉社会——幻想と現実』初版, 東京大学出版会, 1980年, 3-13ページ].

が国においては、40数年ぶりの社会保障制度の全面的見直し作業が進行している。そこで強調されているのは、一種の自助努力であり、福祉の混合経済である。

国民生活の安定に対する国家への期待は、これまで裏切られることが多く、国民は、ややもすれば悲観的・利他的になってきている。一方において国家による公的保障・社会保障に期待をかけたが、他方においては国家による公的保障・社会保障には余り多くを望み得ないものとして、国民のうちの少なからざる部分は、自らの生活については、それぞれに、その確保に努めざるを得ないとの一種の諦めとも言うべき心情を抱くに到っているかの如き昨今である。こうした状況の下において、国家の責任の下に実施される公的保障・社会保障と個人の創意・努力に基礎を置く私的保障とを、より緊密かつ合理的に接続し、補強するとされる企業・職場・職域単位あるいは地域単位の生活保障制度のあり方が、あらためて模索されつつあることは、注目に値する³⁾。けだし私的な企業などを基盤にしているという意味では、企業・職場・職域単位の保障は私的保障の一種と解しうるが、しばしば企業の社会的責任・社会的貢献が取沙汰され、国民の大半が労働者・勤労者・被用者として生計を立てているという現在、私的な企業単位の施設・制度も、しばしば社会的な性格を帯びたものとなり、なかんづく私的な施策・制度が、公的保障・社会保障と一定の密接な連携関係を保持しつつ実施される場合には、それは、最早、純然たる私的性格を脱し、公的な、少なくとも準公的・半公的な性格を帯びたものへと変質している、とも考えられるからである。我が国のように急速に崩れつつあるとはいえ、官公庁・大企業を中心に終身雇用制・年功序列制が定着していたとされる企業社会にあっては、企業、殊に大企業は、労働者・勤労者・被用者の人生の大半に重大な影響を及ぼし、国民の生活を基本的に規制している、と言っても過言ではない。しかし終身雇用制・年功序列制と表裏の関係にある定年制は、一定年齢への到達という自然的事実の発生を事由に、労働継続の能力・意思の如何にかかわらず、労働者・勤労者を自動的・強制的に職場から排除していく。そしてこの過程を、できる限り円滑に行うために、企業は各種の施策を講ずる。そこでは労働者・勤労者およびその家族の生活に対する配慮というよりも、往々にして企業経営上の観点からする配慮が強く働いている。何よりも、企業の存続、利潤の確保を、企業は優先する。しかしあまりに露骨な企業本位の経営のあり方は、徐々にではあるが、許容され難い社会環境が、国内においても、国外においても生まれつつあり、企業も労働者・勤労者およびその家族の生活保障問題を含む雇用制度全般の再検討を迫られてきている⁴⁾。

こうした状況の下で、たとえば公的年金によって退職後・老後の生活を曲がりなりにも維持していくためには、退職年齢に達するまでの就労期間中に退職後・老後の生活の基盤となるストック部

3) Burton T. Beam, Jr. and John J. McFadden, *Employee Benefits*, 2nd ed., Richard D. Irwin, Homewood, 1988, pp.3-11.

4) William C. Greenough, *It's My Retirement Money: Take Good Care of It: The TIAA-CREF Story*, Irwin, Homewood, 1990, pp.205-209.

分について、個人的な備えを、できうれば完了しておくことが望ましいが、現実には、個人の努力によって対応するには、あまりに厳しく、また対応しうるにしても、その範囲は限られている。とはいえ漫然と手を拱いているわけには、勿論いかず、個人的には自分なりの生活設計を人生のできるだけ早い時期において打ち立て、それに応じて生活の安定化・計画化を図っていかざるを得ない。⁵⁾ そこでは当然、生活情報の収集・分析も必要となり、経済・経営・家政・法律などについての知識の習得が不可欠になってくる。そして個人的に生涯教育・自己啓発に心掛け、自らの置かれている状況を的確に把握することが必要となってくる。またこれは、今後増加するであろう自由時間・余暇の有効な過ごし方とも関係するところ大でもある。

ライフ・サイクルという用語も、最近では、すっかり国民の間に定着し、国民の生活様式の個性化志向を大きく包摂しながらの類型化・類似化が進み、不安定・不確実な時代に生き抜かなければならない国民の安定志向・計画志向が強まってきているように思われる。人々は、一方において、个性的で自由な生き方を求めつつも、他方では、現代物質文明の所産とも言える非人間的な管理社会に抵抗するための連帯の絆を家庭・職場・地域社会・サークル活動などに求めている。現代は、個人・個性を尊重しつつも、社会との連帯・連携なくしては生活していくことの困難な時代と言えよう。各人が個性を発揮し、自由を謳歌する。各人が創意・工夫・努力する。これらは現代の社会では当然のことのようになっている。しかし个性的な生き方、自由な生き方を望むにしても、まずその基盤となる経済生活の安定が確保されていなければ、単なる夢に終わってしまう。国民の多くは、現在の、さらに将来の生活において、自己の個性・可能性を十分に発揮し、自由を存分に満喫できるだけの、恵まれた状況には必ずしも置かれていない。生活上の不満と不安が山積し、それに対する有効・適切な対応策を、国民も社会も見出し得ないでいる。雇用、所得、住宅、物価、税金、教育、医療、公害、環境などは、それぞれ国民にとって非常に切実な問題でありながら、国民の欲求が充足されることの十分でない分野と言えよう。これらの分野は、本来、公的な配慮が強く要請される領域でありながら、政策的対応・公的施策が、十分には展開されていないため、国民は、政策的対応・公的施策の不備を補うための個人的・私的な努力いわゆる自助努力を余儀なくされている。⁶⁾ まさに自助努力の現代的意義と限界の解明こそは、21世紀へ向けての生活保障のあり方に関わる根本的課題と言えよう。以下では、現代における自助と互助の関係を、公的生活保障制度の代表たる社会保障制度、集団的生活保障制度の典型たる企業年金保険と協同組合保険、そして個人的生活保障制度の中であって独自の地位を占めている民営と国営の生命保険に、焦点を合わせつ

5) Norman Toulson, *Managing Pension Schemes*, Gower Publishing, Aldershot, 1986, pp.226-231 ; David Donnison and Clare Ungerson, *Housing Policy*, Penguin Books, Harmondsworth, 1982, p.241.

6) John Myles, "Comparative Public Policies for the Elderly: Frameworks and Resources for Analysis", in Anne-Marie Guillemard (ed.), *Old Age and the Welfare State*, SAGE Publications, London, 1983, p.24.

つ考察していく。

2. 社会保障をめぐる自助と互助

社会保障は最低生活を保障するとされることが多いが、こうした見解に全面的・無条件に賛成することはできない。まず第一に、何をもちいて最低生活と定めるか、についての論議が必要であり、それには現代社会における生活のあり方そのものを如何に捉えるか、についての検討を要する。その際、政府・関係官公庁、一部の利害関係者・学識経験者・専門家の意見・見解・意向のみが採り上げられるのではなく、平均的国民の意見が反映され、社会的な声になりにくい、概して未組織で相対的に弱い立場にある人々の生活実態が、正確に把握され、認識された上で、議論がなされなくてはならない。⁷⁾

われわれが生きていくためには、一定の質を具えた一定量の生活物資が必要である。ただし、ただ単に生きる、生命を維持するという次元で考えられた生活物資あるいは所得が確保され、保障されているに過ぎない状態は、生活というよりも生存というべきである。人間以外の動物の暮らしと大差ない。人間が生活するという場合のそれは、単に生理的に生存し、生命を維持している状態とは異なり、一定の歴史的・社会的・文化的な条件・状況・環境の中での生活を含意している。従って少なくとも、現代の高度文明社会において社会保障を通じて最低生活が保障されるという場合の最低生活の内容・水準は、絶対的・固定的・不変的なものとして理解すべきではなく、相対的・流動的・可変的なものとして把握されなければならない。社会が発展し、経済が成長しているという状況の下にあっては、当然、そこでの最低生活水準は上昇している、と考えるべきであり、社会保障も、その内容の充実、水準の引き上げを要請されることになる。実現・実行についての可能性の問題は残るにしろ、社会保障に期待される本来的機能は、全国民を対象にした生活水準低下の歯止めとなり、国民の生活の安定を図り、貧困の発生を防止し、貧困をなくすことであり、こうした状況では、社会保障の水準の引き上げはともかくも、その内容の充実、その領域・対象の拡張こそが要請される。社会保障の生成・発展の歴史は、これであった。社会保障は、国民の生活の安定を、国家の責任において、文字通り、社会的に図っていくための制度であり、その国民が、生活水準低下の危機に直面しているという時に、社会保障給付の制限・引き下げなどが行われたのでは、まさに本末顛倒ということになる。

高齢化社会における社会保障問題を考えてみよう。老後は、一般的には国民の労働能力が衰え、経済力が弱くなっていく、あるいは既に弱くなった時期と言えよう。しかるが故に公的年金保険制

7) Thomas Wilson and Dorothy J. Wilson, *The Political Economy of the Welfare State*, George Allen & Unwin, London, 1982, pp.74-81.

度の必要性が社会的に承認されるわけである。⁸⁾ 社会が発展し、経済が成長していれば、老後の所得維持策の基本ともいべき公的年金の受給要件は緩和され、給付水準の引き上げは比較的容易である。我が国の高度経済成長期には、不十分かつ断片的ながら、こうした動きが実際にあったことは、記憶に新しい。そして今、急激かつ大幅な産業構造の変化が生じ、雇用不安・大量失業の可能性が現実性を帯びてきている。また高齢者の急増は周知の事実である。このような客観的情勢があればこそ、社会保障の後退ではなく、逆に拡充が要請される。少なくとも社会保障の後退は認めるべきではない。加齢→高齢化は、普遍的・必然的・不可避的であり、突然生起する偶然の事象ではないので、あらかじめ個人的・私的に老後の生活に備え、たとえば貯蓄を行う、生命保険・個人年金保険に加入しておく、などの対応が可能であるという向きもあるが、老後の生活危険を考える場合には、生理的次元での加齢→高齢化すなわち予測可能な危険ということからではなく、加齢→高齢化が、社会経済場裏において国民に如何なる社会経済的な影響を与え、生活危険・生活不安をもたらしているか、を考えなければならない。定年制の有無にかかわらず、誰しも学卒後数十年先には職業生活から退かなくてはならない。従って誰もが数十年かけて老後の所得維持のための準備を、それぞれの方法で進めており、これまでも進めてきたはずである。しかも現代の社会にあっては、加齢→高齢化によって生じる生活危険について、仮に十分に認識していたにしても、個人的・私的に、これに備えることが、大方の場合、きわめて困難である。たとえば官公庁・民間大企業など、一部の労働者・勤労者とりわけホワイト・カラーを除いて、我が国固有の雇用慣行とされてきた終身雇用制度は幻影ではなかったのかというような、少なくとも現在は、終身雇用制が存続しているとは必ずしも言えないような状況にある。新規学卒者の離職状況、男子労働者の勤続年数、法人企業の倒産件数、零細企業の休業・廃業件数などを見ると、年齢を問わず、多くの労働者・勤労者が、きわめて不安定な雇用状況にある。しかも石油危機以後の産業構造の変化、技術革新、合理化は、従来、終身雇用制が存在すると考えられてきた——もともと終身雇用制は、きわめて限定的にしか存在しなかったのであるが——産業、企業、職場、職種において終身雇用制の事実上の崩壊をもたらし、特に中高年齢層に多大な影響を与え、今日では、こうした傾向はますます強まってきている。とすれば老後の生活に対する不安が大きく、それを認識していても、事実上、十分に個人的・私的に備えることは最早困難である、と言わざるを得ない。少なくとも安定的・長期的な雇用の延長線上にあるものとして、老後生活を考えることはできない。

他方、我が国では個人的・私的な老後の生活への備えは、限界に達しているか、否か、老後の不安の大きさと比較して、その充足度はどうか、という問題は別にして、国際的には最高水準に達している。たとえば生命保険契約の全てが、老後の生活費の確保を目的にしたものでないにしても、

8) Peter Townsend, "Ageism and Social Policy", in Chris Phillipson and Alan Walker (eds.), *Ageing and Social Policy: A Critical Assessment*, Gower Publishing, Aldershot, 1986, p.29.

民間生命保険契約の1人当たりの保険金額は今や世界第1位で、自助努力が不足しているとは到底言えない数値である。しかも個人年金保険は、その発売が遅かったために契約件数は相対的に少ないが、急成長を遂げており、これら民間保険会社の扱う生命保険・年金の他に、国営の簡易生命保険（年金保険を含む）、各種の生命共済・共済年金などの契約件数・契約金額も大きく、老後のみならず、生活全般に対する不安の大きさを、これらの事実が示している。さらに老後の生活を考えるに先立って、住宅の取得、子女の教育は言うまでもなく、時には、自らの能力再開発などに所得の多くを割かなくてはならない。こうした中での、一層の自助努力とは、一体何を意味するのであるだろうか。社会保障は、自助努力には限界のあることが歴史的に証明されたからこそ登場し、その後、発展を遂げ、今日に至っている。今や社会保障の使命は、終わり、社会保障に代わり、あるいは頼ることなく、個人が自らの生活を、また企業が従業員の生活を、全面的に生涯にわたって保障していく、あるいは保障していけるという時代になったのであろうか。そうではなく、個人の力は、ますます弱まり、労働組合運動の衰退は、労働者・勤労者の企業への従属を強め、労働者・勤労者の分裂・弱体化を惹き起こしている。このような状況にあればこそ、全国民に共通する生活の基盤ともいべき社会保障の充実が要請される。社会保障の充実を目指す主体となるべきは、あくまでも労働者・勤労者を中心にした国民であり、国民の連帯なくして社会保障の充実はあり得ないであろう。また社会保障の充実なくして社会の健全な発展もあり得ないであろう。一部に、社会保障は労働意欲を阻害し、怠惰を生み出すとの時代錯誤的な主張をし、自助努力の必要性を強調する者もいるようであるが、もしそうであれば、人間は貧しければ貧しいほど働き、生活が不安であればあるほど刻苦勉励し、好ましいということにでもなるのであろうか。自助努力論者は、貧しい者、生活に不安を感じる者が多い社会を、理想の社会、あるべき社会とでも考えているのであろうか。自助努力論者の大方は、自らが世俗的には勝者・強者・成功者であり、自らの個人的体験あるいは特殊的事例をもって自らの主張の論拠としている場合が多い。しかし真に問題とすべきは、社会保障が労働意欲を阻害し、怠惰を生み出しているということではなく、国民の労働・努力の成果が正当に評価されない、不平等かつ不公平な現代の社会そのものと、それを反映し、不平等・不公平を是正・解消するというよりも、あたかも拡大再生産しているかの如き現行の社会保障・社会保険制度のあり方なのである。¹⁰⁾

モンテスキュー（Montesquieu）の次の言葉は、まことに示唆に富んでいる。

「すでにいやというほどの労働に打ちひしがれた彼らは、その幸福のすべてが怠惰の中にあるとみるのである。……」

一国が富めば、すべての人の心に大望を抱かせ、貧困になれば、すべての人の心に絶望を生じさ

9) 生命保険文化センター編『1992年版 生命保険ファクトブック』1992年、19ページ。

10) David Donnison, *The Politics of Poverty*, Martin Robertson, Oxford, 1982, pp.6-8.

せる。大望は労働によって刺激され、絶望は怠惰によって慰められるのである。……

各人の生存上必要なものは等しい……。

生きるために厳格に必要なものしか人民に残されていないならば、最小の不均衡さえ最大の結果を招くであろう。¹¹⁾

老後所得は、当然、老後の生活費との関係において考えなくてはならないが、一般に、老後の生活費は、労働年齢にあった時よりも少なく済む。¹²⁾ 社会的活動の範囲が狭まり、子女の独立によって、世帯人員は減少して、夫婦二人または単身になる。しかも生活の基盤・拠点となる住宅を取得——持家志向が強い割には、持家率は決して高くない——し、ある種の生活必需品化した高額耐久消費財も購入済みとなれば、この点からも支出は減少する。とすれば公的年金が一応の水準に達し、企業年金もあり、私的な貯蓄を持ち、個人年金などにも加入している場合には、比較的安定した老後生活が送れることになりそうである。

まず住宅に関連する支出との関係で所得を考えてみたい。仮に住宅を就労期・在職中に取得していたとして、その住宅は、老後の生活を想定して設計されたものなのであろうか。設計はともかくも、これらの人々は、どの程度、老後の生活を想定して、住宅を取得するのであろうか。¹³⁾——住宅取得年齢は低下傾向にある——。住宅の選択・取得に際し、まず決定的なのは、住宅ローンを利用する場合でも、経済力・資力である。我が国の、特に都市部の地価・住宅価格が、諸外国と比較し、圧倒的に高いことは、周知の事実である。なおその上に就労期における住宅の選択・取得に際しては、家族人員、子女の教育、通勤時間、環境などについても考慮しなければならない。とすれば老後の生活を考えて住宅を選択・取得する、あるいはできるのは、せいぜい相対的に年齢が高くなってからの借家から持家への、あるいは持家から他の持家への住み替え時ということになる。しかし高齢者の生活上のニーズを考慮して設計・建築された住宅の供給は、その絶対量、価格面からして、いまだ我が国では一般的ではない。加齢→高齢化は個人差はあるにしろ、健康状態の変化・悪化を不可避とし、これに伴う住環境の整備、住宅の改造・改築が必要となる。またこれによって高齢者が自立し、自活していける期間も長くなる。しかしこれに要する費用は、少なくとも公的年金においては考慮されていない。公費による大幅な補助があると寡聞にして聞かない。結局は、自己負担・私費によってということになる。これが可能なのは、恐らく経済的に恵まれた、ごく限られた階層ということになるであろうから、結局は不自由・不便を忍んで、高齢者には必ずしも適切

11) Montesquieu, *De l'Esprit des Lois*, 1748, in *Œuvres complètes de Montesquieu*, tome II, Text présenté et annoté par Roger Caillois, Gallimard, Paris, 1951, pp.459, 462 [野田良之他訳『法の精神 上巻』1刷, 岩波書店, 1987年, 285, 288ページ].

12) John J. McFadden, *Retirement Plans for Employees*, Irwin, Homewood, 1988, pp.6-8.

13) Patricia L. Kasschau, *Aging and Social Policy: Leadership Planning*, Praeger Publishers, New York, 1978, p.154; Howard Glennerster, Nancy Korman and Francis Marslen-Wilson, *Planning for Priority Groups*, Martin Robertson, Oxford, 1983. p.169.

とは言えない住環境の中で老後を過ごさざるを得ない。あるいは本人の意思に反して、老人ホームなどの施設へ移り住む、また病院へ入院するということになる。こうした問題を所得維持の面からのみ捉えることはできないが、加齢→高齢化に連れて在宅時間は長くなり、高齢者の住環境は、安全性は言うまでもなく、利便性・快適性などの観点からも再検討されるべきであり、そこでは、しばしば老後所得のみならず、生涯所得が決定的な要因として作用する。住宅そのものが、われわれの生活、特に高齢者の生活の拠点として、どのような意味を持っているのか、老後所得との関係において再検討する必要がある。

老後の生活の安定は、所得が維持されているだけでは十分とは言えないことは、高齢者の健康問題を考えても明らかである。高齢化社会を長寿社会と言い換えても、事の本質は変化しているわけではなく、人間にとって死が必然である限り、加齢→高齢化に伴う、いわゆる心身の老化現象は、遅かれ早かれ、われわれ全てが直面しなければならない厳然たる事実である。無論、そこには個人差が見られる。老後の生活を基本的に規制するのは、老後に到るまでの各人の生活歴であり、老後生活の基礎としての過去の生活活動である。¹⁴⁾この過程は基本的には、個人の意思の力、自助努力を超えて、社会経済的に規制されている、と言えよう。とすれば老後における健康・保健・医療についての社会的対応は不可欠である。老後所得が、ある程度、維持されていても、専ら悪化・低下の方向へ健康は向かい、疾病は決して珍しくなくなる。こうした状況の下では一応の老後所得が維持されていても、これだけで老後の生活費を賄うことはできない。老人有病率・老人診療費の圧倒の高さは、私的・個人的な対応の枠を遥かに超えている。老人保健・老人医療サービスの充実が、焦眉の急として要請される所以である。¹⁵⁾現状では、自助努力・家族主義の強調の下、老人の介護については、家族とりわけ女性に過重な負担がかかっている。また選択の自由・民間活力の導入の名の下に、豊かな高齢者と貧しい高齢者の選別が進められようとさえしている。このような中で公的年金保険の給付水準の高低、とりわけ諸外国と比較してのモデル計算上の高さを強調しても、我が国における老後の生活の不安定さ、高齢者を対象にした福祉政策の立ち遅れを間接的に証明しているに過ぎない。高齢者に対する各種の福祉サービスが未整備であれば、老後所得・年金の水準を引き上げ、その不備を補わなければならない。モデル計算上の年金水準が高いというだけで、老後生活が豊かであるとは無論のこと、安定している、とも言えない。老後の所得・年金の水準は、全体的な老後の生活条件の中で論議されるべきである。老後の所得維持・所得保障に関わる問題は、高齢者の生活実態を十分に踏まえた上で議論する必要がある。

老後は、労働者・勤労者にとっては、労働生活・勤労生活からの引退・解放、少し強い表現を用

14) George A. Kaplan and Mary N. Haan, "Is There a Role for Prevention among the Elderly? Epidemiological Evidence from the Alameda County", in Marcia G. Ory and Kathleen Bond (eds.), *Aging and Health Care: Social Science and Policy Perspectives*, Routledge, London, 1989, p.46.

15) Paul J. Feldstein, *Health Care Economics*, 2nd ed., John Wiley, New York, 1983, pp.312-313.

いれば、労働過程からの排除・永久失業を意味する。そこでは自由時間が増加する。¹⁶⁾しかしこの自由時間も、自らの意思に従って、自由に過しうるだけの所得・経済力を持っていない場合——勿論、健康も大いに関係する——には、往々にして無為に過ぎなければならない時間と化する可能性が大である。また老後の生活は、それまでの生活の延長線上に位置するものであり、(賃)労働から解放されたとしても、従来の生活様式・行動様式、価値観などを、急激かつ全面的に変えることは、困難である。その意味では、従前の生活水準・所得水準に見合った老後所得の保障が要請され、たとえば公的年金・企業年金に所得比例的要素を組み込むことが是認されもしよう。これによって老後生活の自由の程度は増大する。ただし労働者・勤労者の一生の過半を占める就労期の生活・所得は、自助努力や運・不運などの個人的・偶然的な要因も軽視はできないが、より基本的には、その就労期の社会経済的条件によって規制される。¹⁷⁾従ってせめて人生の終末期に向かう老後だけでも、競争原理・業績主義からは無縁の平等主義・普遍主義に基づいて、全ての高齢者が、それまでの生活歴とりわけ過去の職業生活における地位・身分などからは切り離され、安定した、平穏な老後の生活を送ることができるに足るだけの所得を保障されるということがあってもよいであろう。こうした考え方は、全ての国民に平等に老後の休息権を認めるという発想でもある。一部のエリートにのみ豊かな老後が保障されるだけで、¹⁸⁾若壮年時における公平・平等とは言えない条件の下での競争の結果生じたり、拡大した種々の格差すなわち不公平・不平等が、最早挽回不可能な老後においてまで決定的な影響を及ぼすことの是非が問われてよいであろう。競争の開始・継続の過程における条件の不平等によってもたらされた結果の不平等が、人生の終わりに近い段階で修正されてもよいのではなかろうか。それには社会保障・公的年金保険の底辺の引き上げが、まず第一に行われる必要がある。

いずれにしても安定した老後所得の維持策を、個人的・私的に講じることは、国民の大部分にとり、今の社会においては、きわめて困難であり、社会保障を中心にした社会的対応を、より一層充実させていかなければならない。同時に、高齢者の生活上のニーズを充足するための各種のサービス・施設の拡充も不可欠である。所得の上昇・増加だけでは、われわれの生活は、非常に歪な形でしか豊かにならず、それが真の豊かさ、ゆとりとは全く懸け離れたものであることを、われわれは日本の高度経済成長を通じて学んだはずであり、今後は、こうした苦い経験を高齢者問題においても活かし、誰もが安心して老後を積極的に送ることのできるような社会を建設していかななくてはならないであろう。選択の自由が広範囲に存在し、様々な個人や集団の多様なニーズが充足されることは、望ましいことではあるが、その前に誰にでも共通する基本的な生活上のニーズ——絶対的・

16) Stanley Parker, *Work and Retirement*, George Allen & Unwin, London, 1982. p.115.

17) Eric Shragge, *Pensions Policy in Britain: A Socialist Analysis*, Routledge & Kegan Paul, London, 1984, p.8.

18) McFadden, *op. cit.*, p.26.

固定的・不変的な基準に基づくニーズではなく、相対的・流動的・可変的な基準に基づくニーズ——が、充足されていなければならない。それには、近代的市民社会の原理にして、福祉国家の理念ともいべき自由、平等、友愛について改めて考えてみる必要がある。

3. 企業保障をめぐる自助と互助

現在および将来の生活の安定を図るための努力は、雇用・所得が確保されていることを前提にした上で考えるならば、現在の生活のための、所得の消費支出への合理的な配分の後、将来へ備えての、各種の貯蓄手段を活用するという形をとって、一般にはなされるであろう。国民の大半が比較的簡便に利用できる貯蓄手段は、預貯金であり、生命保険である。貯蓄の目的には世代間における差異が目立ち、貯蓄保有額は職業、所得階層によって異なるというものの、生活の安定のため、生活条件・生活基盤の整備・確保のために、多くの国民は貯蓄に励んでいる。しかし貯蓄の増加は、必ずしも生活水準の向上、少なくとも生活のゆとりの増加を直接的に反映してのものではなく、むしろ生活不安の増大によるものと解したほうが妥当な場合が、少なくないように思われる。退職後・老後の生活、土地・家屋の買い入れ、子女の教育費・結婚資金、余暇・レクリエーション・教養のため、また病気や不時の災害の備えとして、さらには貯蓄をすることによる安心感の保持のためなど、生活に密着した目的をもって貯蓄は行われている。これらの貯蓄の目的のうち、退職後・老後の生活、土地・家屋の買い入れ、子女の教育費・結婚資金については、退職一時金の主要な使途とも共通し、貯蓄の有無・多少は、退職一時金とともに、国民の退職後・老後の生活を基本的に規制する要因である。

企業保障制度の中核に位置する退職一時金と退職年金については、その本質を功労報償性、賃金後払い性、生活保障性の三者のいずれか、あるいはこれらの組み合わせに求めるという見解が一般的である。¹⁹⁾最近の傾向としては生活保障性が、しばしば強調されている。退職金による生活保障、なかんずく老後の生活保障のためには、一時金よりも年金の方が効果的であるとされ、比較的近年になってから、退職一時金の年金化、退職年金制度の新設が盛んである。年金が一時金に比して選好されるについては、その生活保障機能に対する労働者の認識が高まってきたという事情の他に、否、それ以上に、年金制度を導入すると、退職金原資を負担してきた企業にとって、資金繰りの計画化・平準化が容易となる上に、税法上の利点もあり、さらに生活保障性を強調することによって

19) Harry Lucas, *Pensions and Industrial Relations: A Practical Guide for All Involved in Pensions*, Pergamon Press, Oxford, 1977, pp.7-10; Henry J. Aaron and Gary Burtless, "Introduction and Summary", in H. J. Aaron and G. Burtless (eds.), *Retirement and Economic Behavior*, Brookings Institution, Washington, D.C., 1984, p.2; Everett T. Allen, Jr., Joseph J. Melone, Jerry S. Rosenbloom and Jack L. VanDerhei, *Pension Planning: Pensions, Profit-Sharing, and Other Deferred Compensation Plans*, 6th ed., Richard D. Irwin, Homewood, 1988, pp.26-37.

労働者の抛出を求めやすくなることなどがあったからである、とされる。しかしながら従来の退職一時金の使途を一瞥すれば判明するように、退職一時金は、必ずしも老後の生活資金にのみ充当されているわけではなく、土地・家屋の購入資金、子女の教育費・結婚資金などに充てられることが多く、退職一時金は、老後の所得保障とは別の機能をも担っており、これらの機能は、退職金が、一時金として相当程度まとまった金額で支給されることによって初めて発揮される。一時金と異なり、年金には長期的性格が付随するため、インフレーションによる減価の危険性が常につきまとう上、受給者にとっては、一時金よりも年金の方が税法上不利な扱いを受けることがあったりして、実際に退職年金制度が設置されている場合においても、一時金と年金の併用、年金の一時金化、一時金か年金かの選択、などが認められている事例が多く、我が国では、高齢者世帯の所得に占める公的年金の比重が大きくなってきているとはいえ、いまだ本格的な年金生活・年金によって老後を暮らすという生活様式は必ずしも一般化していない。従って退職一時金に替えて本来の意味での退職年金制度にして老齢年金制度を定着させるためには、前記の諸問題を解決しなければならない。まず労働者の住宅問題に対して、企業が積極的な施策を展開することが望まれる。積極的な施策とは、被用者に対して低額・低家賃で貸与する、いわゆる社宅の増設、賃金体系の中における生活補助手当としての住宅手当の増額、勤労者財産形成制度などに留まらない、より根本的な施策を指すものであり、被用者が、定年退職までの期間に、無理なく住宅を取得できるような措置でなくてはならない。無論、企業のなしうる住宅関連施策には一定の限界があることは自明のことであるが、住宅問題を、ある程度解決し得ない限り、退職年金制度・企業年金制度があっても、その本来の機能が十分に果たされることはないであろう。況や企業が、その本業以外の土地投機・土地転がしに血道を上げるような状態が再発すれば、企業年金制度・退職年金制度があっても、これによって、ゆとりのある退職後・老後の生活が保障されることにはならないであろう。

我が国の代表的な企業年金制度・退職年金制度としては、自社年金・適格退職年金、厚生年金基金、中小企業退職金共済制度などがある。その中で名実ともに大きい比重を占めているのが、適格退職年金と厚生年金基金である。企業年金の多くは、定年退職年齢と公的年金受給開始年齢との間にある空白期間を埋める、いわゆるつなぎ年金としての機能を果たすと同時に、²⁰⁾公的年金給付額の不足を補う上積み機能をも果たしている。ただし企業年金の給付水準は、そのみで退職後・老後の生活を維持していくには不十分な額でしかない。インフレーションによる実質価値の減価および生活水準・賃金水準の上昇への対応措置としての、いわゆるスライド制も、企業年金では、事実上、実施されていないし、今後も本格的には実施できそうもない。現在の企業年金は、あくまで公的年金保険と各種の私的・個人的な保障があることを前提とし、あるいは定年退職後も再就職によ

20) Sylvia Tutt and Leslie Tutt, *Private Pension Scheme Finance*, Stone & Cox, London, 1976, p.5.

る稼得のあることを想定した上で、その所得保障機能の発揮を期待されている制度であり、退職者およびその家族の生活保障を第一義的、決定的にして、唯一の機能として担う制度ではない。企業年金の担うべき機能としての生活保障機能については、しばしば強調されるところではある。しかし依然として企業にとっては、労使協調、従業員の企業帰属意識・忠誠心の強化、従業員の定着化・移動の防止、人事の停滞防止・円滑化などの労務管理的機能を、企業年金は担うべきものであり、「退職金コストの平準化、税制上の優遇措置の適用、年金原資の社外確保と高率運用などの財務管理効果」²¹⁾をも期待できるものである。よって定年退職者およびその家族の生活に対する企業の責任の限界を、今後、一層明確にしていけない限り、企業年金の担うべき生活保障機能の範囲と限界が曖昧なままに、その時その時の社会経済情勢、企業の経営実績などに左右されて、企業年金は揺れ続けるであろう。企業年金制度の有無、その内容・水準は、従業員の士気・意欲に影響するとはいうものの、これを計数化して把握することは困難である上に、必ずしも、生産性の向上に直結する、とは言えない。況や企業年金を主として退職者に対する施策として把握すれば、到底、企業に直接的利益を、企業年金がもたらすとは考えられないので、企業が、企業年金の生活保障機能の充実に、自発的・積極的に取り組むとは思えない、との見解もあり、労働運動が分裂し、労働組合組織率が低下傾向を続けている状況下では、事態に急速かつ根本的な変化が生じるとは考え難い。

ところで企業年金の生活保障機能を重視する立場からするならば、企業年金制度自体の安全性が、まず確保されていなければ、その本来の機能を果たし得ず、それには母体となる企業の経営の安定性が維持されていなければならない。適格退職年金、厚生年金基金などの年金資金・積立金の管理・運用に関わる業務が、信託銀行、生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会などの金融機関に委託されているのも、制度の安全性と永続性を確保するためである。²²⁾にもかかわらず貿易摩擦・金融摩擦、外国為替相場の変動・円の乱高下、資源・エネルギー、公害・環境破壊など、国内・国外における様々な社会経済的、また多分に政治的要因によって、年金制度の母体となる企業の経営が不振に陥り、倒産したり、吸収・合併・買収の対象となったりする危険性が、最近では一段と現実味を帯びてきており、企業の存立からは独立した企業年金の、将来にわたっての、安全性確保を図るための施策が必要になってきている。²³⁾たとえば資本系列による企業連合体をもってする個別企業の枠組を越えた安全性確保のための施策などが考えられるが、より広い範囲で考えるならば、同種・関連産業部門に属する企業の連合体による企業年金の再保険プール制度、適格退職年金・厚生年金基金など、全ての制度に段階的参加を求めての共同事業の設立などもあり得て、制度の安全性確保のためには最大の努力が払われなければならない。それが、また年金受給者・年金加入者の

21) 石田重森「年金保険の理論的考察」『保険研究』42集, 1990年, 113ページ。

22) Richard A. Ippolito, *The Economics of Pension Insurance*, Irwin, Homewood, 1989, p.35.

23) Michael Pilch and Victor Wood, *Pension Schemes: A Guide to Principles and Practice*, Gower Publishing, Aldershot, 1982, pp.180-182; Toulson, *op. cit.*, pp.222-225.

利益の保護にも通ずることになる。ただし個別企業の枠組を越えた協力体制を作り出し、共同事業を行うということになると、企業年金は、一段と社会的性格の濃い制度となり、個別企業にとっては、いわゆる旨味の少ない制度になる可能性もあり、各企業の協力が得られるか、否か、また得られるにしても、どの程度か、などについては、厚生年金基金の積立金の自主運用・自家運用や受託機関拡大問題なども絡んでくる。企業または産業間、労働者・年金加入者・年金受給者間の複雑な利害関係を如何に調整していくか、という難問も控えている。殊に年金加入者・年金受給者の既得権・期待権を侵害するような問題が生じれば、事態の紛糾は避け得ないであろう。

企業年金の財政方式については、事実上、賦課方式の採用が困難であるため、積立方式が採られている。積立方式を採る限り、インフレーションによる積立金の減価は避け得ない。かくして年金の実質価値を維持するためには積立金の効率運用・高率運用が要請されてくることになる。その一方で制度を永続させ、長期間にわたっての年金給付を実施していくためには、安全性に対する配慮を欠かすことができず、さらには福祉運用・還元運用を求める声もある。これら三つの要請を、同時に、しかも同等に満足させることは至難である。安全性の確保については自明のこととしても、効率性・有利性か、福祉性・還元性か、については見解の分かれるところである。効率運用・高率運用が成功すれば、年金給付額の引き上げ、給付期間の延長などを実施しうるという利点もあるが、成功するという保証は必ずしもない。たとえば、先年来の生命保険会社の海外投融資の失敗の事例などを考えて見れば、この点が一層明瞭になるであろう。海外投資には多様にして予測困難なカントリー・リスクの伴うことが多いが、海外投資に限らず、極端な収益性・有利性を求めての投資行動には常に危険が付きまわっている。これに対して福祉運用・還元運用、たとえば住宅、保健・医療関連施設、文化・教養関連施設、スポーツ・レジャー関連施設などの建設は、年金受給者・年金加入者などに直接の利便・便益を提供しうるが、その入手・利用の条件・機会をめぐる各種の不公平・不平等の生じることは否定し難い。さらに不動産投資の一種としての福祉運用・還元運用は、しばしば自然・環境を破壊し、物価・地価の高騰をもたらすなど、結果的に反福祉的效果を生み出すことが少なからずある。海外不動産投資の場合には、経済摩擦のみならず、文化摩擦をも引き起こしている。²⁴⁾ いずれにしても両者ともに一長一短があり、年金受給者・年金加入者の意向を十分に吸み取った上で、時々の状況に応じた弾力的な運用が望まれるところである。それには公的な規制も関係してくるので、その面での民主的にして柔軟な対応が要請されることになってくるであろう。

なお企業年金を補完する機能を有する団体生命保険について、一言補足しておく。団体生命保険

24) Sylvio Prodana, *Pension Funds: Investment and Performance*, Gower Publishing, Aldershot, 1987, p.16; David Wilkie, "Funded Pension Schemes: Macroeconomic Aspects", in Bernard Benjamin, Steven Haberman, George Helowicz, Geraldine Kaye and D. Wilkie, *Pensions: The Problems of Today and Tomorrow*, Allen & Unwin, Hemel Hempstead, 1987, pp.80-81.

は、一般に法定外・企業内福利厚生制度の一環として利用されているが、生命保険会社と当該企業は、しばしば保険資金の投融資を通じての緊密な利害関係で結ばれている。この種の団体生命保険では、契約金額、被保険者数ともに、圧倒的に定期保険の比重が大きい。従って死亡保障に重点が置かれており、労働者・勤労者の遺族・家族に対する所得保障にはなり得ても、一件当たりの保険金額が低く、一時的・短期的な所得保障でしかない。況して長期的に退職後・老後の生活そのものを保障するものではない。

欧米諸国においては、ほとんど見られないことであるが、我が国においては、公的年金の受給開始年齢と民間企業が定めている定年退職年齢との間には、しばしば今なお数年の開きがあり、年金給付額が、モデル計算の上ではともかく、実際には老後の生活費を賄うに足る水準に達していず、また平均寿命の延長によって定年退職以降においても十分に労働可能な能力・体力を有する者が多いこともあって、定年退職年齢の引き上げが、最近の一般的傾向になりつつある。こうした傾向は、若年労働者の不足によって、さらに強まってきている。しかし実際には、必ずしも定年延長の方向ではなく、むしろ定年延長の建て前とは裏腹に、中高年労働者の能力活用に名を借りた定年退職年齢の実質的引き下げの動きすら見られる²⁶⁾。たとえば採用時・採用直後からの継続的な能力選別・資格試験などによって、定年を待たずしての退職勧奨、希望退職、関連企業への出向・転出、配置転換、転職斡旋などが、かなりの企業・産業で実施されている。定年延長に替わる措置として、賃上げ率抑制、昇給・昇進の速度抑制などを伴う再雇用・勤務延長制度などを導入しているところもある。

終身雇用制・年功序列制の下における定年延長は、人件費の増大、人事の停滞・昇進の頭打ち、中高年労働者の適応能力・生産性の低下などを惹起する可能性もあって、終身雇用制・年功序列制の見直しは、様々な方面から図られることになる。定年延長は、一方で不断の能力選別による実質的定年年齢の引き下げ、ひいては終身雇用制・年功序列制の事実上の崩壊をもたらし、企業内での再訓練・再教育は言うまでもなく、労働者の負担による能力開発・自己啓発を促進せしめる。定年延長に伴い、賃金体系については、年功給体系から能力給的性格が濃厚な体系への改変が行われるとともに、退職金算定の基礎の見直しも図られる。人事については、昇格・降格が頻繁に行われることにもなる。定年延長自体は、中高年労働者にとっては、一面において有利に作用するが、定年延長に付随して採られる措置は、概して不利に作用する可能性が強く、定年延長が老後の生活の安定に直結する、とは言い切れない。定年退職者の過半は、定年退職後65歳に達するまでは、生活のため就業を続けたい意向を有する、と言われる。しかし定年延長、再雇用、勤務延長などの措置に

25) Bruno Stein, *Social Security and Pensions in Transition : Understanding the American Retirement System*, Free Press, New York, 1980, pp.104-106.

26) *Reforming Public Pensions, Social Policy Studies*, No.5, Organisation for Economic Cooperation and Development, Paris, 1988, pp.77-84.

よっても、65歳まで同一企業で就労できる可能性は、きわめて少なく、定年退職年齢と前後しての50～60歳の年齢層における労働力移動が活発化している。定年退職者の再就職については、賃金、その他の労働条件が、押し並べて下向・悪化の傾向²⁷⁾にあり、終身雇用制と関連しての中途採用者に対する賃金格差の存在が、この傾向を増幅している。しかも大部分の定年退職者の再就職先である中小企業においても、定年制を実施するところが増加し、こちらの面からも定年退職者の再就職は、厳しい状況に置かれている。さらに世界的な景気後退の長期化・深刻化によって雇用事情は一段と悪化してきている。定年延長問題は、定年退職者の老後の生活に関わるのみならず、若年層をも含む労働者・勤労者・被用者全体に直接・間接に関係する。かくして定年制問題に関連する諸困難を、ある程度、緩和しうる機能を担う退職一時金・企業年金の意義が、善かれ悪しかれ、今後、一段と増してくるであろう。企業年金制度が、社会保障の不備を補い、労働者・勤労者の生活の安定に資するものであることは間違い²⁸⁾ない。しかし現在の企業年金制度のあり方は、それが私的かつ任意の制度であるにしても、余りに特定集団の利益の擁護にのみ片寄り過ぎているのではなかろうか。

「天はみずから助くるものを助く」で始まる、かの『自助論』（『西国立志編』）を著わしたスマイルズ(S. Smiles)ですら、「人は宇宙の間にありて、独り立つものにあらず、互いに相依頼し関係するものの一分なり」と述べ、「君子は人生毎日の小事においても、己を捨てて人に譲り己を損して人を利するなり」との、チャタム卿(Lord Chatham)の言葉を引用しつつ、『自助論』を締め括っている²⁹⁾。今後は、現在でさえ既に余りに大きくなり過ぎている、企業年金をめぐる格差・不平等が、拡大することのないような方向で、企業年金に、より一層、企業の枠組を越えた社会的性格を持たせながら、その充実を図っていく必要がある。その際、特に次の点に注意すべきである。

企業年金制度が採用されていない企業が多数あるということ。なかんずく企業年金制度の設立が難しい場合の多い中小企業の労働者には、中小企業退職金共済制度などがあるとはいえ、彼らは、概して就業期間中の労働条件が悪い上、雇用も不安定で、退職後・老後の生活についても、個人的な準備を別にすれば、公的年金以外に、ほとんど頼るべき所得維持の手段・方法がないという恵ま

27) Peter N. Stearns, *Old Age in European Society: The Case of France*, Croom Helm, London, 1977, p.154; Michael Fogarty, "The Work Option", in M. Fogarty (ed.), *Retirement Policy: The Next Fifty Years*, Heinemann Educational Books, London, 1982, p.175; Emily S. Andrews and Deborah J. Chollet, "Future Sources of Retirement Income: Whither the Baby Boom", in Susan M. Wachter (ed.), *Social Security and Private Pensions: Providing for Retirement in the Twenty-first Century*, D. C. Heath, Lexington, 1988, p.90.

28) Martin Rein, "Women, Employment and Social Welfare", in Rudolf Klein and Michael O'Higgins (eds.), *The Future of Welfare*, Basil Blackwell, Oxford, 1985, p.54; Peter Syles, "The Administration of a Pension Scheme", in A. G. Shepherd (ed.), *Pension Fund Administration*, ICSA Publishing, Cambridge, 1984, pp.25-28.

29) Samuel Smiles, *Self-Help*, 1859, rpt., Penguin Books, Harmondsworth, 1986, pp.220, 244 [中村正直訳『西国立志編』(1871年), 講談社, 1981年, 470, 542ページ].

れない境遇に置かれている。個人的な準備は、低賃金、不安定就業によって規制され、実質的には行い得ない場合が多いであろうし、よしんばそれが可能であったにしても、十分な額には程遠いであろう。³⁰⁾退職一時金が支給されると言っても、その額は、退職一時金算定の基礎となる賃金の相対的低さによって規制され、大企業の労働者、公務員に比べると、格差は歴然としている。従って終身雇用的な慣行・思考が、労使双方の間に幾分なりとも存続・残存する限り、若年時に如何なる企業に就職し得たかによって、退職後・老後の生活が決定的に左右されかねないことになる。若年時に選択した業種・企業、職種・職業によって、またその後の個人の努力では如何ともし難い、偶然性のある社会経済の動向、企業の業績、個人的な運・不運などによって、老後の生活に顕著な格差が生じてくる可能性が強い。福祉国家・福祉社会の根幹に関わる本質的な問題として検討を要するであろう。勿論、この問題は、一企業・一産業で解決しうるという次元のものではなく、国家的・社会的な対応が要請されてくる。たとえば最低賃金制の見直しなどは、そのための絶対的条件として、早急に進められなければならないであろう。

我が国では、終身雇用制が、戦後、大企業・官公庁を中心に一般化し、定着するに連れて、中途採用者は、様々な面で不利な扱いを受けてきたが、今後、定年延長と一体化した選択定年制の導入、退職勧奨などが一般化してくると、中高年労働力の移動が、これまで以上に活発化し、転職の回数も増加して、一企業での勤続年数が短縮し、企業年金受給資格を獲得しないうちに転職を重ねる事例も多くなってくるであろう。³¹⁾このような場合に対しても企業年金の生活保障性を重視するならば、何らかの措置を講じておく必要がある。具体的には企業年金に企業の枠組を越えた通算措置が必要になってくる。³²⁾適格退職年金のように文字通り私的・企業内的な性格の強いものでは、それも困難であろうが、早急に検討を要する課題ではある。また殊に近年は、就業形態・雇用形態が多様化・複雑化し、パートタイム労働者、アルバイト、嘱託、派遣労働者などが急増している上に、労働力の国際移動も急激に活発化してきている。³³⁾企業年金の生活保障機能を重視する限り、従来は企業年金の対象外として一般に採り上げられることのなかった、こうした問題にも真剣に取り組んでいく必要があるであろう。

しかしこうした問題以上に肝要なのは、社会保障、社会福祉、社会サービスについては言うまでもなく、これらに関連・隣接する政策・施策をも含めた総合的福祉政策の実施を求める多元的・社

30) Susan Lonsdale, *Work and Inequality*, Longman Group, Harlow, 1985, p.159.

31) Norman Toulson, *Modern Pensions: Pensions of Companies, Partnerships and The Self-employed*, Woodhead-Faulkner, Cambridge, 1982, pp.145-146.

32) Thomas Wilson, "Issues and Responses in Europe and the USA", in T.Wilson (ed.), *Pensions, Inflation and Growth: A Comparative Study of the Elderly in the Welfare State*, Heinemann Educational Books, London, 1974, p.37.

33) Peter Martin Smith (ed.), *Financial and Tax Planning through Pensions*, Butterworth, London, 1989, pp.122-133.

会的な広がりを持つ運動を展開し、それを一つの方向に統合していくことである。我が国の社会保障制度の特徴の一つは、制度が総合的内容を有していると同時に、多数制度間の関係が十分でなく、統一性に欠けているところにある。殊に社会保障制度の中核に位置する社会保険制度においても、かかる特徴が顕著に現われている。それは、また年金保険部門について見ても同様である。年金保険部門には、国民年金、厚生年金保険、国家公務員等共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合などが分立し、制度間格差が大きい。社会保障の理念からするならば、各制度創設時の歴史的経緯、その後の経過が、よしんばあるにしても、制度間格差の存在を無条件に承認すべきではない。これこそが社会保障統合論が提唱される所以でもあるが、この論理は往々にして実現可能性・現実性に欠け、そこが最大の弱点とされる。しかし社会的平等を推進すべき社会保障のあるべき姿としては、総合的な保障が単一の制度によってなされるという形が望ましい。そこで制度の統合が困難であるならば、少なくとも保障の基本的・基礎的な部分についての統一だけは達成しておく必要があるとされ、全国民共通の基礎年金が実現することになったわけである。基礎年金が真の意味で退職後・老後の生活の基礎的部分を支えるに足るか、否か、については議論の余地があるが、これによって、社会保障の理念の一つである平等の実現に向けての前進が見られたことは、否定し難いであろう。

4. 地域保障をめぐる自助と互助

現代社会においては、国民生活のほとんど全ての局面が、大企業のマーケティング戦略によって、直接・間接に決定的に支配され、国民生活は、意識する、しないにかかわらず、均質化の傾向を強めてきている。もっとも他方においては、高学歴化・情報化・都市化の進展に伴い、価値観が多様化してきているため、均質化を否定または拒否し、個性化を目指す潮流も強い、とされるが、これとても、本人の意識しているところとは別に、しばしば与えられた、あるいは出来合いの、外見上だけの個性化である場合が多い。³⁴⁾現代社会における個人の力は、きわめて微弱である。こうした社会状況は、国民の間に無力感を植え付けもするが、鋭い批判精神・現状の改善を目指す意識を覚醒させもする。現状に対する批判・生活の見直しに始まり、それを改善するための実践へと移ったものの一つが、協同組合運動である。

大企業製品の系列化された大量高速生産・大量高速流通は、元来、地域的な性格を有する生活を均質化・都市化させていき、消費生活の地域的な特性を稀薄化させ、地域差を解消させていく。と

34) 北原勇『独占資本主義の理論』初版2刷、有斐閣、1977年、251-252ページ、池上惇『管理経済論』初版1刷、有斐閣、1984年、47-51、98-100ページ、成瀬龍夫『生活様式の経済理論』1版1刷、御茶の水書房、1988年、138-148ページ、宮澤健一『制度と情報の経済学』初版1刷、有斐閣、1988年、146-150ページ。

ころが地域社会との結び付き・地域的な特性を無視しての生活は基本的に成り立ち得ないため、画一化された大企業製品の浸透が進めば進むほど、生活の基盤としての地域社会における消費生活のあり方についての見直しが行われることにもなる。とりわけ大都市およびその周辺部における住宅・交通・自然環境など、生活条件の著しい悪化は、地域社会における生活の見直しを必然化せしめずにはおかない。こうした生活の見直しが協同組合へと結実し、地域社会における日常生活を通じて生じてきた生活上のニーズを、自らの手で充足していこうとする実践的な活動が、地域社会を基盤にした消費生活協同組合という形をとって具体化されてくることになる。

経済循環の生産・流通過程すなわち企業・職場を中心にした労働生活については、どうであろうか。日本的経営の制度的支柱として、終身雇用制・年功賃金制・企業内福利厚生・企業別労働組合などが、しばしば指摘される。しかしいわゆる日本的経営の展開は、少数の大企業を支える多数の下請け・系列企業、中小・零細企業、および相対的にも絶対的にも低位・劣位の労働条件の下におかれている多数の労働者・勤労者の存在を不可欠の条件にしており、問題も少なくない。たとえば企業別労働組合は、往々にして単位規模が小さく、財政的基盤も弱く、労働組合運動の統一を阻害しがちであるが、労働者・勤労者の企業への帰属意識・忠誠心を高める。企業別労働組合が組織されている下で、さらに企業内福利厚生施策が実施されると、ますます労働組合運動の統一は阻害され、労働者・勤労者の企業への帰属意識・忠誠心が一層強められていく。

企業内福利厚生は、特定の企業に雇用されている限りにおいて、労働者・勤労者の生活保障・経済的保障の範囲と水準を拡充・上昇せしめるが、あくまでそれは、企業経営の立場からなされるものであり、労働の場・職場における労働者・勤労者の生活そのものを第一義的に考えているわけではない。企業内福利厚生が、その範囲と水準を拡充・上昇させていけば、労働者・勤労者の生活のほとんど全局面にまで及ぶ保障を提供するに到る事態も想定できなくはないが、たとえば労働者・勤労者の家庭事情が十分に考慮されることなく行われる転勤などの事例を考えれば、企業内福利厚生が労働者・勤労者の生活を中心に据えて実施されている、とは言えない。こうした企業内福利厚生の限界を打ち破るものの一つが、企業別労働組合の枠を越えた協同組合方式による、職域的または地域的な労働者・勤労者の共済事業である。また企業内福利厚生が、大企業に比して手薄な中小・零細企業の労働者・勤労者は、企業内福利厚生に代替しうる施設を自らの手で創造する必要にかられる。ここに企業の枠を越えた、労働者・勤労者自身の手による共済事業が発展する、一つの契機がある。

終身雇用制は、日本的経営の特質の一つとされながらも、実際には大企業などの限られた労働者・勤労者についてのみ該当するに過ぎない。しかも、終身雇用制は、定年制と不可分の関係に置かれていて、生涯にわたって雇用を保障するものでも、生活を保障するものでもない。現在では終身雇用制自体が大きく揺らいでおり、中高年齢者の雇用不安が年々高まってきている。中小・零細企

業においては、企業の存続自体が、しばしば不安定な状況の下にあり、倒産・休業・廃業と創業が、きわめて頻繁に繰り返される。従って中小・零細企業の労働者・勤労者にとっては、事実上、終身雇用制は存在していないのも同然であり、実際、大企業の労働者・勤労者に比較し、勤続期間は短く、転職を余儀なくされていることが多い。ましてや退職後・老後の生活ということになると、雇用されていた企業の規模に関わりなく、誰にとっても、きわめて不安定な要因が増えてくる。勿論、退職後・老後の生活保障については、社会保障もあり、企業内福利厚生が拡充され、退職者にまで一定の範囲内で適用されたりもする。個人的にも、預貯金・生命保険などで準備がなされもする。こうした老後の生活保障ニーズは、切実かつ普遍的であるだけに、労働者・勤労者が協同して、自らの手で、これを充足するための活動なり事業に着手するようになるのは、きわめて自然な成り行きと言えよう。その際、考えなければならないのは、退職後・老後の生活は地域社会との密接な関わりなくしては成り立ち得ないということである。今日、大都市およびその周辺部では、片道2時間かけ、超満員のバス・電車を何度も乗り継いで通勤するというのも、決して珍しくはない。消費生活・家庭生活の拠点である住居と労働生活・生産活動の場である職場とが極端に分離してきている。都心部における生活環境・生活条件の悪化そして何よりも地価の高騰が、住居と職場との遠隔化を引き起こしている。こうした状況の下では、自らの家庭生活とその基盤となる地域社会の関心に関心をもつことすら物理的・時間的に困難になる。主たる稼得者たる夫は、働き蜂・会社人間にならざるを得ず、家庭における生活者としては地域社会との交流のきわめて少ないマイ・ホーム主義者になっていく。住宅の購入は、都市生活者たる労働者・勤労者にとっては一大事業であり、長期にわたってローンの返済に追われることになるため、インフレーションに伴う生活費の上昇に耐え、ローンを返済するためには、働き蜂・会社人間とならざるを得ず、ようやく取得した住宅を中心にした家族との生活を大切にしたいと考えるようになるのは、人情の然らしめるところ、やむを得ない点もある。それでも家族の間の絆が強く結ばれているうちは可とすべきかもしれない。今日では、マイ・ホームという言葉自体、死語と化しつつあり、住居と職場の遠隔化のために家族間の交流の時間さえ持てず、住宅事情の悪化が家族崩壊・離婚の急増の原因の一つにさえなっている。

住宅取得に加うるに、高学歴化に伴う子女の教育費・教養娯楽費などの負担の増加、耐久消費財の大型化・高額化に伴う支出の増加なども避け得ないため、一層の追加的所得を求めて、妻もパート・タイマーとして職に就くという事例も急増している。妻の就労・女性の職場進出およびその長期化傾向は、経済的動機のみで、これを捉えることはできないが、経済的動機の比重が少なくないことは、まず間違いない。いわゆる共働き世帯になると、ますます地域社会との交流が稀薄化していく。その反面において、家庭の主婦がパート・タイマーとして就労する場合は、比較的通勤の便のよいところ、つまりは地域社会内またはそれに隣接する地域社会において就労する事例が多いの

で、むしろ地域社会に対する関心が高まるということもあり得よう。³⁵⁾にもかかわらず、主婦の就労に伴う追加的支出の増加、たとえば被服費・交際費の増加、家事の省力化のための電化製品の買い替えなどのために、就労時間を延長し、所得の増加を図ろうとすれば、主として家事・育児に充てられる在宅時間が、それだけ短縮し、家族との物理的・精神的な交流・対話の時間も短縮して、その密度も稀薄化しがちになる。³⁶⁾

いずれにしても大都市周辺部に住み、都心に通勤する労働者・勤労者は、地域社会に対してよりも、自らの職場へと関心が向きがちになる。しかも大企業に雇用されていれば、終身雇用制・企業別労働組合などによっても、企業との結び付きが強化され、地域社会における生活者という意識は稀薄化していく。その上、大企業であれば事業所の数も多く、それらが地理的に分散している場合には、転勤が避けられない。自己都合・家庭の事情で転勤を断ることもできなくはないであろうが、まず昇進は望めなくなる。単身赴任者の急増が、この事実を如実に物語っている。海外勤務ともなれば、さらに事態は深刻化する。転勤の機会が多くなれば、ますます地域社会との密着度は弱められていく。³⁷⁾こうして一つの家族の中にあっても、地域社会における生活者としての意識を持って生活しているのは妻子だけ、という状況が生じてくる。労働年齢にある期間、いかに会社人間として奮闘しても、労働年齢を過ぎて以後、つまり退職後・老後の生活は、地域社会における生活者として過ごさなければならない。といっても、こうした人々が直ちに会社人間から地域社会の生活者へと変身できるわけではなく、定年退職に伴う生き甲斐の喪失といった悲惨な状況に陥ることも少なくない。³⁸⁾

労働者・勤労者の退職後・老後の生活が地域社会との関わりを抜きにしては考えられないとすれば、地域社会との日常的な交流が、労働者・勤労者をも含む家族全員の参加の下に、長期的・継続的に行われている必要がある。³⁹⁾地域社会との交流の契機となりうるものには、たとえば子どもの

35) Pauline Hunt, *Gender and Class Consciousness*, Macmillan Press, London, 1980, pp.172-173; Martha Roldán, "Industrial Outworking, Struggles for the Reproduction of Working-class Families and Gender Subordination", in Nanette Redclift and Enzo Mingione (eds.), *Beyond Employment: Household, Gender and Subsistence*, Basil Blackwell, Oxford, 1985, pp.271-272.

36) Elizabeth Wilson, *Women and the Welfare State*, Tavistock Publications, London, 1982, pp.176-179; Lisa Peattie and Martin Rein, *Women's Claims: A Study in Political Economy*, Oxford University Press, Oxford, 1983, pp.53-55; Miriam David and Hilary Land, "Sex and Social Policy", in Howard Glennerster (ed.), *The Future of the Welfare State: Remaking Social Policy*, Heinemann Educational Books, London, 1983, pp.143-144; Susan Lonsdale, *Work and Inequality*, Longman Group, London, 1985, pp.158-169; Graham Fennell, Chris Phillipson and Helen Evers, *The Sociology of Old Age*, Open University Press, Milton Keynes, 1988, p.103.

37) S. I. Benn, "Individuality, Autonomy and Community", in Eugene Kamenka (ed.), *Community as a Social Ideal*, Edward Arnold, London, 1982, pp.57-59.

38) Peter Townsend, "Ageism and Social Policy", in Phillipson and Walker (eds.), *op. cit.*, p.24.

39) Myfanwy Morgan, "Social Ties, Support, and Well-being", in Donald L. Patrick and Hedley Peach (eds.), *Disablement in the Community*, Oxford University Press, Oxford, 1989, pp.155-157; Peter Townsend *et al.*, "Isolation, Desolation, and Loneliness", in Ethel Shanas, P. Townsend, Dorothy Wedderburn, Henning Friis, Poul Milhøj and Jan Stehouwer, *Old People in Three Industrial Societies*, Routledge & Kegan Paul, London, 1968, pp.258-287.

通学している学校も考えるであろうし、趣味を同じくする人々のクラブ活動などもありうるであろう。ただし子供の通学する学校が地域社会内にあるとは限らないし、受験戦争の激しさを考えると、学校に大きく期待することはできそうもない。またクラブ活動も、その運営が必ずしも民主的でなかったり、取り組み方が楽しみの域を越えて過度に真剣・深刻であったりもするようで、これまた問題がなくもない。そこで生活に直結した切実な問題を取り扱うのに最も適した組織的な活動の一つとして、地域的な生活協同組合の可能性が試されることになる。

生活協同組合は、その組合員が、事業・活動に参加することを通じて、その本来的な機能をよりよく果たしうる。生活協同組合への加入、その事業・活動への参加は、地域社会に生活する者としての意識を覚醒せしめずにはおかないし、地域社会に対する関心を喚起することにもなる。生活の一側面、職場での生活に、その関心が専ら向けられ、狭い視野の中で、時には何らの自覚もなく、エコノミック・アニマルあるいはワーカホリックとして、真の人間らしさを失った日常生活を強いられていた人々に、従来、ややともすれば見失いがちであった生活の他の側面、すなわち地域社会を基盤にした家族生活・家庭生活と地域社会との関係を再認識せしめる、きわめて有力な契機と、⁴⁰⁾ 地域的な生活協同組合はなりうる。こうして職場における生活を中心に職域的な生活協同組合が組織され、地域社会における生活との関係で地域的な生活協同組合が組織されて、この両者が、さらに有機的に提携し、協同すれば、労働者・勤労者の生活の全局面について、自主的・民主的・実践的な形で相互扶助が達成されることになり、生活の改善・生活保障の一層の充実が図られることにな⁴¹⁾る。

ところで高齢化社会の急速な到来は、高齢者の生活保障ニーズを増大せしめずにはおかない。生活協同組合の事業としても、当然、この種のニーズを充足するための事業を考えていかななくてはならないであろう。⁴²⁾ 生活協同組合の事業が、生活者としての労働者・勤労者の日常生活の中から生じてくるニーズを自らの手によって充足しようとするものである限り、高齢者の生活保障ニーズを充足するための事業を行うことは、高齢化社会における生活協同組合の担うべき、最も重要な使命の一つと言えよう。既に社会保障制度を通じて、あるいは企業内福利厚生施策の一環として、さらには私的・個人的に利用可能な各種の制度・事業の利用を通じて、それぞれに退職後・老後の生活に向けての準備は進められてはいよう。しかしこれら三段階の生活保障が、生活者の立場から見て、真にそのニーズを充足しうるように構成されているかと言うと、必ずしもそのようにはなっていない

40) Roger Hadley and Stephen Hatch, *Social Welfare and the Failure of the State: Centralised Social Services and Participatory Alternatives*, George Allen & Unwin, London, 1981, p.96.

41) Chris Cornforth, Alan Thomas, Jenny Lewis and Roger Spear, *Developing Successful Worker Co-operatives*, SAGE Publications, London, 1988, p.172.

42) Hugh W. Mellor, *The Role of Voluntary Organisations in Social Welfare*, Croom Helm, Beckenham, 1985, p.47.

い。社会保障については、その範囲・水準に限界がある上に制度が分立している。企業内福利構成には企業という枠が存在している。私的・個人的に利用可能な制度・事業のほとんど大部分は営利事業として行われているため、安い価格・料金では、真に必要としているニーズを充足するための財・サービスを提供してはくれない⁴³⁾。このような中で既成・既存の生活保障体系の不備・不整合を補足し、調整すると同時に、既成・既存の生活保障に関連・隣接する制度・事業に対し、実践を通じて改善を迫るのが、生活協同組合の事業に他ならない。高齢化福祉社会における生活保障ニーズは、きわめて広範囲に及び、必ずしもこれら全てを生活協同組合の事業対象として取り上げることができないが、やり方いかんによって、相当広範囲に事業を展開することが可能となるであろう。

高齢化福祉社会における生活保障を考える場合にも、やはり社会保障を基盤に据えながら考えるのが論理的かつ現実的と言えよう。社会保障は、基本的に人的危険・人的事故・人的損害にして社会的性格を有する事象にのみ関与するに過ぎないので、質的に社会保障を補完しうるような事業を、生活協同組合が実施できるならば、その存在意義は、一段と高まるであろう。たとえば高齢者向けの生活情報を木目細かく提供することなどは、是非とも必要である。高齢者にとっての生活必需品の販売事業も考えられるであろう。社会保障との関連で言うならば、地域的生活協同組合の組合員には、様々な職歴・経験・知識・技術・技能を持った者がいるはずであるから、これらを相互に活用し合って、高齢者のニーズを充足するとともに、組合員とりわけ中高年組合員が、自らの習得した知識・技術などを提供する形で地域社会との交流を深めていくことも可能であろう⁴⁴⁾。生活協同組合を媒介にしてのサービスの交換が、これである。高齢者にとっては、何よりも社会参加・社会交流が精神衛生上重要とされているので、こうしたサービスの交換が相互扶助の形を採って円滑に行われるならば、一挙両得ということになるであろう。この種のサービスの交換は、生活協同組合による一種の雇用保障事業ともなりえよう。

高齢者にとっては健康上の問題が、きわめて深刻になってくる。本格的医療保障を生活協同組合が担当するについては、困難な問題が少なくないが、今後、医療保障のあり方が多様化していくことを考慮に入れると、生活協同組合方式による医療保障の可能性は、少なくとも現在よりは膨らむであろう。高齢者の所得保障も重要な問題である⁴⁵⁾。平均的な労働者・勤労者のライフ・サイクルを見ると、偶然の災害・事故の際の他、ライフ・サイクル上の節目における出来事、たとえば住宅の取得、子供の進学・結婚に際しては、ある程度まとまった額の貨幣需要が生じる。これらに関連す

43) Amartya Sen, *Poverty and Famines : An Essay on Entitlement and Deprivation*, Oxford University Press, Oxford, 1984, p.161.

44) Parker, *op. cit.*, p.167.

45) J. A. Muir Gray, *Man Against Disease : Preventive Medicine*, Oxford University Press, Oxford, 1979, pp.94-99.

46) Andrews and Chollet, "Future Sources of Retirement Income", in Wachter (ed.), *op. cit.*, p.84.

る協同組合保険としては、まず生命共済、子供共済、火災共済などが考えられるが、低利での共済資金の貸付と共済を結び付ける方法もあろう。生命共済は、退職後・老後への備えとしても有効である。しかし退職後・老後の生活の設計・管理⁴⁷⁾という面からすると、長年にわたって、原則として1か月単位の収支計算で生活してきた高齢者およびその家族、すなわちかつての賃金生活者・俸給生活者およびその家族にとっては、生活を支える所得を一時金で取得し、これを自らの手で合理的に配分し、費消していくということも、決して不可能ではないであろうが、むしろ定期的に所得を得て、定期的所得で日常生活を支えていくという生活様式の方が、より馴染みやすいであろう⁴⁸⁾。この種の貨幣需要を充足する最も合理的方法としては年金共済がある。

年金共済は、一般に掛金の負担が長期に及ぶという点では、生命共済と基本的に同じである。しかし共済金の受給に関しては、生命共済では一括して一時金を受領するのに対し、年金共済では、必ずしも年1回ではないが、年額を基準にして、長期にわたり、連続して共済金を受領する点に、その特徴がある。従って年金共済事業が、健全に運営される限り、長期にわたって生活協同組合と関わりを持ち続けることになり、自らの、いわば全生涯に及ぶ生活設計・生活管理の少なからざる部分を、協同組合を媒介にして行うことになり、各種の利便を享受することが可能になると同時に、組合員・加入者の世代を越えた相互扶助・連帯も、その間に強化されることになる。

さらに年金共済では生命共済の場合と同様に巨額の積立金が蓄積されることになる。積立金の運用をめぐることは、安全性、収益性を考慮しなければならないが、協同組合保険としての年金共済事業という基本的な性格から、組合員の相互扶助活動としての年金共済事業にふさわしい積立金の運用、いわゆる福祉運用・還元運用も可能である。具体的には組合員に共通する生活基盤の、より一層の拡充に資するような分野・領域での運用ということで、たとえば公園・老人ホーム・医療施設・文化教育施設などの建設、その他生活環境の整備などが考えられる。また組合員のニーズを充足するために、新たな生活協同組合事業の展開が必要ということになれば、その方面への積立金の運用を考慮するということもあり得ようし、組合員・加入者への低利での貸付も考えうる。いずれにしても年金共済には、組合員の生活の安定に資するという点は勿論、組織の活性化を図っていく上での多面的な効果が期待できる⁴⁹⁾。

近代市民社会は、資本主義社会であり、そこでは経済的個人主義とともに自由と平等が重要な理念として掲げられてきた。一般に福祉国家と呼ばれることの多い、資本主義が高度に発達した現段

47) Brian Abel-Smith, "Sex Equality and Social Security", in Jane Lewis (ed.), *Women's Welfare Women's Rights*, Croom Helm, London, 1983, p.93 ; Anthea Tinker, *The Elderly in Modern Society*, 2nd ed., Longman Group, London, 1984, p.91.

48) S. R. Diacon and R. L. Carter, *Success in Insurance*, 2nd ed., John Murray, 1988, London, pp.118-119.

49) Tom Schuller, *Age, Capital and Democracy: Member Participation in Pension Scheme Management*, Gower Publishing, Aldershot, 1986, p.136.

階においては、この自由と平等を単なる理念として掲げるのみでなく、これに実質的・社会経済的な内容を盛り込むことが必要とされるようになってきている。社会保険・社会保障と並び、協同組合保険たる共済は、すぐれて現代社会における実質的・社会経済的な意味での自由と平等に関わる制度と言えよう。ところが協同組合事業の中には、専ら利潤追求・中流階層指向に陥っているのではないかと思われるものが、少なからずある。昨今、国民の中に浸透しているとされる中流階層意識は幻想に基づくものであり、社会の階層分化が表面的反映の蔭に隠れて急速に進行している、との指摘もある。協同組合運動が、幻想を肯定し、これを助長するものであってはならないであろう。協同組合保険が、表面的繁栄を無批判的に受け容れ、相対的弱者・新しい貧困の存在から目を逸らし、専ら自己中心に考え行動する中流階層症候群感染者とでも呼ぶべき人々のみを対象に、あるいは主たる対象にして、事業を展開するということがあってはならないであろう。こうした活動方針は明らかに協同の理念に反する。協同組合保険は、まず保険現象をめぐる社会的矛盾を明らかにし、保険そのものの限界を的確に認識した上で、相対的弱者に対する十分な配慮を施しつつ、その組織の拡張・加入者の増加を図り、自らの限界を可能な限り拡げていく方向で、参加に基づく活動・事業の発展を期する必要があるだろう。

5. 個人保障をめぐる自助と互助

社会保障は、近代市民社会の基本的理念である自由主義・個人主義の行き過ぎによってもたらされる弊害、殊に貧困の救済・防止を目的にして創設された制度ではあるが、自由主義・個人主義の社会、私有財産権・営業の自由が認められ、生活自己責任が原則とされる社会にあっては、その内容・水準に、自ずと限界が画されてこざるを得ない。また社会保障を主として導くのは、互助の理念であるとされるが、我が国のように社会保険方式を中心に制度が組織されている場合には、被保険者による社会保険料負担という形をとって、自助の理念も貫かれている。その意味において、社会保障給付は、決して国家から国民に対して一方的に付与されているわけではない。ただ社会保険においては、自助の理念・生活自己責任の原則が、部分的に修正・緩和され、その実施についての責任・責務が国家に課され、さらには原則として、それへの加入が国民に強制されることから、自助・自己責任の側面よりも、互助の側面が強調されることが少なくないのである。

これに対して個人保障は、私有財産制、生活自己責任の原則の下に各個人およびその家族の創意と工夫によって達成されるべきものとされる。しかし個人の努力には限界があるため、共通の、あるいは類似の生活保障ニーズを有する人々が、時には地域的に、また時には職域的に協力・連帯し、相互扶助のための組織たる各種の協同組合・共済組合などを、しばしば設立・運営するようになる。とりわけ伝統的地域社会の持っていた地縁関係が稀薄化すると同時に、核家族化現象が一般

化してくると、地域社会や家族制度の有していた生活保障機能が後退し、それに代替しうる制度が必要とされるようになってくる。社会保障制度は、その最たるものであるが、家族制度の有していた生活保障機能の全てを代替しうるものではない。地域社会や家族制度が、人的結合を基盤にして、その多くは何かの不合理で非民主的な性格を帯びつつも、自然発生的な相互扶助機能を果たしていたのに対し、社会保障制度は、理想的にはともかく、現実には当初から社会経済的合理性を持つ、人為的な制度として、人的結合・人間関係からは遊離した形で設立・運営されてきた。社会保障は、人間が人間のために考え出した制度でありながら、しばしば人間の福祉よりも経済的効率を優先してきた。ここに、その起源においては社会保障よりも遥かに古い、人的結合に基盤を置き、社会的運動としての側面を有する、集团的・相互的な自助努力のための協同組合・共済組合の機能が現代社会において逆に再評価・再認識される契機の一つがある。個人的自助努力、公的社会保障では対応し切れない部分を、古くからの相互扶助の理念を基礎にしつつも、これに新しい内容と形式を与えて、現代的な装いの下に、相互扶助の理念を具体化し、実践する協同組合・共済組合の機能が改めて見直されてくることになる。協同組合・共済組合は、比較的、生活条件・経済条件の近似した人々の、平等・対等の関係によって組織され、個人保障を集团的・団体的に確保していくための制度である。これとは別に、企業が中心になり、従業員およびその家族の生活の一部を集团的・団体的に保障していく場合もある。この企業を中心にした保障のあり方を職場保障・企業保障と言う。これには、所得保障に関わるものだけでも、賃金・手当は自明のこととして、社会保険の付加給付、退職一時金、企業年金、団体生命保険、勤労者財産形成促進制度、社内預金などがある。地域住民、同業者、労働者が、自主的に組織し、運営する協同組合・共済組合などの集団保障・団体保障と、企業を中心にした職場保障・企業保障との間には、幾つかの性格上の相違がみられる。両者が、その効果・機能において、公的保障・社会保障と私的保障・個人保障の中間にあって、これら両者を補足している点を否定はできないが、前者が、自主的・民主的・相互的であるのに対し、後者は、多くの場合、依存的・非民主的・一方的で、労務管理機能を担っている、とはよく指摘されるところである。また前者については、理念と実態の乖理が指摘されることも多い。両者に共通する問題点としては、事業運営上の安全性・永続性についての保証の不足・欠落、制度への加入・参加についての制約・制限の存在などがある。

このように公的保障・社会保障および団体保障・企業保障に、それぞれ何がしかの限界がある限り、結局は好むと好まざるとにかかわらず、自助努力によって生活の維持・確保に努めなければならぬ部分が多分に残されることになる。生活の多様化・高度化に対応して、まず何よりも生活条件・生活環境の整備、社会保障の充実が要請される場所であるが、現実には、これらの対応の遅れもあり、自助努力をせざるを得ない部分が、ますます拡がりつつある。かくして自助努力は、より一層の労働・勤労に励むことから始まる。しかしそのためには労働・勤労の機会が保障されてい

なくてはならない。また労働・勤労が公正に評価され、労働・勤労の質と量に相応した所得が保障されなくてはならない。自助努力が要請される前に、これらの点についての公的努力こそ望まれるところである。さらに労働・勤労が困難ないしは不可能になった場合に備えての準備も必要であり、自助努力がなされ、それによって何がしかの成果を挙げ得た場合には、その成果を、安全・確実に、できれば有利に維持したい、との欲求も当然に生ずるであろう。そのために、われわれは各種の制度・方法を利用する。たとえば、預貯金、保険、有価証券、不動産、などの形態での資金・資産の保有が考えられる。これらの中で最も一般的なのが、預貯金と保険なかんずく生命保険である。預貯金と生命保険は、通常、相互に代替性・補完性を有する、とされるが、所得が限定されている場合には相互に競合性を帯びてくる。

預貯金は、いわゆる万一の場合に備えてということもあるが、一般に、ある特定の目的を達成するために必要な資金を準備するためや、金銭を蓄えること自体を目的にして行われることが多く、その目的は多岐にわたり、その使途や利用方法は柔軟性・流動性に富む。しかし目標額に達するまで貯蓄を継続していくことは容易でなく、偶然の災害や不幸の発生に対する準備としては、必ずしも適切ではない。柔軟性・流動性に富むということは、蓄積された資金が本来の目的以外に流用されやすいということでもある。預貯金は、自助努力の成果を、安全・確実に、しかも相対的に簡便な手続で、柔軟性・流動性を保持しつつ維持しうるという点においては、優れているものの、所得保障の適時性と適量性を、より少ない費用の負担で行うという点については、生命保険に一步を譲る。これに対して、生命保険は、人間の生死に関連して、偶然の災害や不幸などが発生した場合における所得保障を、確率計算を応用することによって、より少ない費用の負担で、しかも保障の適時性と適量性を同時に満足させつつ、提供することができる。ただし生命保険は、概して長期的契約であることが多く、特定期間内に発生した偶然の災害や不幸など、特定の事象の発生を契機として、その本来の効果をも最大限に発揮するものであって、柔軟性・流動性には欠ける。そこで自助努力の成果を、安全・確実に維持していくためには、預貯金と生命保険を、目的に応じ、状況に応じて、効果的・効率的に組み合わせ利用していく必要がある。我が国で広く利用されている養老保険は、死亡危険に対する保障と貯蓄的要素が一体化した種目であり、それなりの合理性を備えている。さらに可能でもあり、必要でもあるならば、その他の制度・方法をも利用することによって、自助努力の成果を、より一層安全・確実しかも有利に維持していくことができるであろう。

生命保険の技術的特性から派生する射倖契約性、⁵⁰⁾ 附合契約性、団体性、社会性、長期性などの観点から、また生命保険企業を金融機関と見なすとともに、巨額の保険資金の運用が社会経済に多大な影響を及ぼすことから、生命保険の公共性が強調されることが多い。しかしより根本的には、生

50) 倉沢康一郎『保険法通論』初版1刷、三嶺書房、1982年、26-37ページ。

命保険が、真に、その効果・機能を発揮するのは、保険加入者に偶然の災害や不幸が発生することによって、その生活が危機に陥ったり破壊されたりする場合であるから、生命保険事業の運営・経営には、殊のほか安全性が要求され、ここに保険に固有の公共性が認められる。しかも生命保険を利用しての自助努力が、われわれが生活保障を達成していく上で必要不可欠であるとするならば、生命保険加入への途が、それを求める全ての市民に開かれていなくてはならない。ここにも生命保険加入をめぐる公共性が認められることになる。保険によって生活保障の一部を達成しようとする者、すなわち「各保険加入者は、その受け取ることあるべき保険金に対する正当な対価として、その数学的期待値に相等しい額を保険料として⁵¹⁾負担しなければならない。つまり生命保険を利用するについては、自らの生活保障ニーズ、生活危険に対応した負担を要求されるのである。従って希望する者が全て生命保険に加入しうるためには、何よりも保険料が低廉であること、保険加入手続きが簡便であること、契約を継続していくことが容易であること、などが要請される。保険料は、基本的には、確率計算に基づいて算出されるとはいえ、保険の運営・経営に関わる努力いかんによっては、これを相当程度引き下げることが可能である。

以上のような、いわゆる生命保険の公共性のゆえに、多くの国々で、生命保険に対する様々な国家的規制が加えられ、我が国においては、生命保険産業・生命保険会社は、大蔵省による手厚い保護と厳しい監督が一体化した行政的指導の下に置かれてきた。たとえば保険会社に対して、経済力において、また専門的知識において著しく劣る多数の保険契約者・被保険者・保険金受取人、特に家計保険部門の顧客を個々に行政的に保護することは、技術的・経済的に困難であるため、保険会社を保護し、保険会社の経営を強化して、保険会社に安全にして確実なる保険を消費者に提供させることによって、間接的に保険契約者の利益を保護する、という方針が採られてきた。ただ実際には、保険に関する消費者保護行政は、その理念に反して、長年にわたり、保険契約者の利益を保護することよりも、保険会社の利益を保護することに終始してきた。しかし消費者の間における根強い生命保険不信を背景にした消費者運動の高揚と、寡占的な生命保険市場の、いわゆるアウトサイダーとしての共済の発展、金融自由化・規制緩和へ向けての国際的な潮流などが、一つの社会経済的契機となって、近年は、保険行政に変化が見られるようになってきた。政策的な競争原理の導入を通じて、保険経営の効率化と多角化を促進し、保険会社に、安価にして良質の多様な金融商品的一种としての貯蓄機能を中心にした「保険商品」および関連サービスの提供に努めさせ、急速な高齢化と情報化の同時進行下で、多様な生活危険に直面している消費者のニーズを充足し、保険契約者の利益を直接増進するとともに、保険事業と保険会社の一層の発展による経営基盤の安全強化を図らせる、という方向での保険行政のあり方が、少なくとも表面上は模索されるようになってき

51) 庭田範秋『保険理論の展開』初版1刷、有斐閣、1966年、193ページ。

⁵²⁾ 52) しかし、その実、そこには、国民の生活・福祉よりも企業の経営・収益を優先する政界・官界・財界主導の民間事業者能力活用型いわゆる民活型の福祉論的な発想が、より巧妙に、しかも洗練された形で貫かれている。

こうした大蔵省による保険行政とは異なる方法での生命保険事業への国家の直接的介入も、古くから行われてきている。郵政省の行っている簡易生命保険（以下、簡易保険と略称）事業が、これである。この国営簡易保険事業は、大蔵省の担当する民営生命保険事業に対する行政的介入のみでは必ずしも十分に実現し得ない、保険加入者・消費者の利益の推進、保険産業の健全な発展、などを目的として行われてきた。ただ遺憾なことには、大蔵省による民営保険行政と郵政省による簡易保険事業とが、統一性・整合性を有する総合的保険政策の下に展開されておらず、さらには協同組合保険とも言うべき共済事業に対する各官庁の縦割行政の弊害もあって、生命保険および共済事業に対する国家の介入のあり方は四分五裂の状態にある。そこでは保険加入者・消費者の利益よりも、しばしば官僚機構の権益が優先しているかの如くである。この点に関する早急な調整が、国民福祉の観点から望まれるところである。以下において、さらに若干の問題提起を試みる。

我が国の国営簡易生命保険事業は、現在、世界でも最大級の規模の生命保険事業になっている。事業としては未曾有のと言えほどの成長を遂げたわけであるが、果たして、簡易保険事業の独自性は、現代社会における生活保障体系の中であって、どのような形で維持され、発揮されているのであろうか。社会保障・社会保険制度が、不備・欠陥を有しながらも、相当高度の発展を遂げ、団体保険・企業年金に代表される企業内福利厚生施策も、企業間格差が大きいものの、一応普及し、相互扶助を強調する協同組合保険たる共済が、幅広い国民階層からの支持を獲得し、生命保険会社も世界的な注目を集めるほどに成長し、損害保険会社も業務の多角化を目指している今日、国営簡易生命保険事業の社会経済的存在意義が、いずれにあるのか、については再検討を要するところである。無論、これら諸制度の現状は、全面的に肯定できるものではなく、むしろ多くの矛盾を抱えている。しかしそのことが、直ちに国営簡易生命保険事業の積極的存在意義に結び付いてくるわけではない。現在の簡易保険は、無診査、月掛け、集金制に象徴される簡易性の原則と、全国の郵便局を窓口とし、加入に際して職業選択を行わず、小口契約も引き受ける普遍性の原則を基本的には守っているものの、相次ぐ引き上げで、加入限度額は生命保険会社の扱っている個人保険の一件当たり保険金額を上回るまでになり、諸外国では、今日においても、簡易生命保険の特徴の一つが、小口保険あるいは最高保険金額の設定にあるところからすると、我が国の簡易保険は、最早、本来⁵³⁾的な意味での、また国際比較の上での簡易生命保険ではなくなっている。

52) 庭田範秋「保険政策論——その“外なる環境”と“内なる課題”の社会学」『三田商学研究』32巻6号、1990年、90-91ページ。

53) 生活保護法（1950年）第4条では、次のように保護の補足性を規定している。「①保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あるゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。（以下略）」

その国営簡易生命保険が、1980年代後半は一貫して自助努力との関連性を強調してきた。たとえば郵政省簡易保険局編『簡易保険 郵便年金の現況 '81』（1981年）の「はじめに」には、「今後とも、保険・年金サービスの一層の充実を図り、ますます多様化、高度化する国民の要望に応えていきたいと考えています」とあるのに対し、同編『簡易保険・郵便年金の現況 '86』（1986年）の「ごあいさつ」では、「今後とも、私どもは、みなさまの多様なニーズにお応えするべく新商品の開発やサービスの改善に積極的に取り組み、国民のみなさまの自助努力を支えてまいりたいと考えております」となり、表現が懇懇になると同時に、巻頭の辞に、初めて、しかも唐突に「自助努力」という言葉が登場する。その後1990年まで毎年「自助努力」が登場する。しかし、なぜ簡易生命保険が自助努力と積極的関わりを持つことになったのか、自助努力と関わりを持つとして、自助努力をめぐる国営簡易生命保険と民営生命保険との関係を如何に考えているのか、また同じ国営保険として簡易保険と社会保険との関係を如何に位置付けているのか、などについては全く触れるところがなく、明らかにしていない。自助の制度である民営生命保険に対しては、その保障内容・保障水準で見劣りし、互助の制度である社会保険に対しては、社会性・普遍性・福祉性において比較にならず、最大の特色の一つとしていた簡易性についても、民営生命保険に対して絶対的な差を付けているとは言えず、相互扶助の制度である協同組合保険・共済の一部には簡易保険以上に加入手続の簡単なものまである。非営利性についても独自性はない。協同組合保険・共済は非営利であり、相互会社組織の生命保険も、実態はともかくも、建て前は非営利である。安全性・経営基盤の強固さについても、大規模な生命保険会社・共済組合に関しては、ほとんど問題がない。

「一つの産業は、何らかの、ある需要に応える限りにおいてのみ生存しうる⁵⁴⁾」とは、デュルケーム (E. Durkheim) の言であるが、現代の簡易保険の独自性・社会経済的存在意義は、どこに求めるべきなのであろうか。無論、当事者からすると、簡易保険の経営理念には、確固たるものがあるということになるのであろう。それにしても、次の二つの文章を比較する限り、国営簡易生命保険事業と民営生命保険事業それぞれの経営理念の間に実質的な経営理念の差異を見出すことは困難である。

「今後とも、私どもは、みなさまの多様なニーズにおこたえし、新商品の開発やサービスの改善⁵⁵⁾に積極的に取り組み、国民のみなさまの生活設計を御支援してまいりたいと考えています。」

「私ども生命保険業界は、生活者の真の豊かさ実現のため、従来以上に高品質の商品・サービス⁵⁶⁾を提供し、皆様の多様化・高度化するニーズにお応えしていききたい、と願っております。」

こうした経営理念が、国営、民営の別を問わず、実際の経営において具体化され、実践されてい

54) Émile Durkheim, *De la division du travail social*, 1893, Réimpr., Presses Universitaires de France, Paris, 1978, p.255 [田原音和訳『現代社会学体系2 デュルケーム『社会分業論』1版7刷, 青木書店, 1980年, 262ページ]。

55) 『みなさまの簡易保険 '92』郵政省簡易保険局, 1992年, ごあいさつ。

56) 『生命保険 1992』生命保険協会, 1992年, 3ページ。

るのであれば幸いであるが、総務庁行政監察局による調査「簡易生命保険事業及び郵便年金事業の実施体制」(1987年4月-6月)によって、公式の簡易生命保険の経営理念には明らかに反する、その経営の実態の一部を知ることができる。⁵⁷⁾ その中から幾つか列挙してみよう。(1)要因配置の不適正・不合理。(2)面接観査および告知をめぐる不正。(3)募集手当の支給をめぐる不正。(4)加入者福祉施設の運営をめぐる不効率・無駄。これらは、いずれも保険加入者の信頼と期待を裏切るものであるが、一般の保険加入者には、ほとんど全く知らされないままになっている。その後も郵便局をめぐる不祥事が報ぜられることが決して珍しくない。

簡易保険が、今日の発展を見たのは、簡易保険そのものの魅力というよりも、郵便局の多機能性・地域密着性にあった、と言えよう。ここにいう多機能性とは、保険と貯金・郵便などとの事実上の兼業の利点に他ならない。地域密着性とは、全国に設置された郵便局の数の多さと、⁵⁸⁾ その事業継続年数の長さから派生したものであり、特に地方に行くほど、その密着度は、人的交流範囲の狭小さ・固定化とも一体化し、一層強くなっていく。簡易保険そのものが、地域的特性を反映させた内容を備えていたわけでは全然ないにもかかわらず、郵便局の多機能性・地域密着性は、国家の信用力によって全面的に裏付けられることによって、とりわけ地方においては、保険募集面で絶大なる力を発揮してきた。しかし今日では、国民福祉の観点から、国営簡易生命保険を不可欠の制度とするに足るだけの根拠は、既に見た通り、社会保障・社会保険、団体生命保険・企業年金保険、協同組合保険、民営生命保険などの普及によって、事実上なくなった。もし今後も、簡易生命保険事業を国営事業として運営していくというのであれば、まず、その新しい経営理念が、社会的支持を得られる形で、単なる作文としてではなく、実態を伴う形で明示されなくてはならないであろう。

6. 結 論

我が国をはじめ、先進諸国と呼ばれる国々の多くは、経済的自由主義を基調にし、私有財産制と市場経済機構の上に成り立つ資本主義経済体制の下での社会経済の発展を目指している。歴史が教えるところ、スミス(A. Smith)の時代から現代にいたるまで「発展的状態こそ社会の全ての階級にとって楽しく健全な状態」であり、「停滞的状態は活気に乏しく、衰退的状態は憂鬱である」⁵⁹⁾ とい

57) 総務庁行政監察局編『簡易生命保険事業の現状と問題点——総務庁の行政監察結果からみて』大蔵省印刷局、1989年、2-83ページ。

58) 前掲『みなさまの簡易保険'92』60-61ページによると、「契約の募集、保険料の受入れ、保険金・年金の支払等の事務」を行っている郵便局、19,600局の他に、郵政大臣の委託に基づき設置され、「契約の申込受理事務、保険料の受入事務及び年金の支払事務」を行っている簡易郵便局がある。

59) Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, 3rd ed., 1784, in *The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith*, Vol. II, Oxford University Press, Oxford, 1976, p.99 [大河内一男監訳『国富論I』初版、中央公論社、1976年、138ページ]。

う命題は、大筋において正しいように思われる。また「自由は、その第一条件として拡大経済であることを要し」⁶⁰⁾、「自由が危機に陥るのは、ある社会の経済が縮小し始める時である」ということも、大方のところ否定し難い事実と言えよう。自由を尊重し希求する社会においては、経済発展を求めての努力が常に必要とされる。ここに、自由社会において、経済成長が普遍的な政策課題の一つとされてきた理由の一端を見出すことができる。経済発展・経済成長は、表現に若干の相違は見られるものの、多くの論者が、現代経済政策の目的・目標として、これを指摘するところである。ただし、いかなる方法で経済発展・経済成長を図り、その成果を配分するかについては、理念的・理論的にも、実践的・政策的にも見解の分かれるところである。発展・成長は変化・変動の過程でもあり、そのあり方いかんによっては、国民経済の安定が損なわれ、発展・成長を通じての自由の推進・拡張という所期の目的・目標の達成どころか、かえって思わざる、また好ましからざる結果がもたらされることが少なくない。ここに国民経済の安定を図るための、国家による政策的介入が必要となる。現代経済政策の目的・目標として、経済安定も、また多くの論者によって指摘されるところである。経済安定は、経済発展・経済成長の基盤ともなり、また経済発展・経済成長によって達成されもする。

これに対して、特に20世紀後半において両者以上に経済政策の目的・目標として重視されるようになってきたのが、経済平等である。論者によっては、平等に替えて、正義、公正などの概念を用いることもある。社会が発展し、実質的な自由が求められるようになればなるほど、自由と密接不可分の関係にある平等に対する社会的関心も高まってくる。「社会は、最も特権を持つことがなく、受け容れられることのない構成員が自由である程度に⁶¹⁾ 応じてのみ、自由である」ことが認識されるようになってくる。豊かな社会、福祉国家などと呼ばれる現代の先進資本主義諸国においては、時に対立・矛盾しながらも、基本的には相互に補完的關係に立つことの多い自由と平等を基軸にして、多様な人間の個性・可能性の自由な展開と、それを最大限可能にするための社会経済的条件を万人に平等に保障すべきである、との世論が、徐々にではあれ、着実に形成されてきている。経済成長・経済安定・経済平等は、いわば三位一体となって経済自由を拡充していく可能性⁶²⁾がある。

高齢化、情報化、高学歴化、国際化などの要因が複雑に絡み合う中で、生活保障ニーズの多様化・高度化傾向は、世界的景気後退の長期化で、今後一層強まっていくであろう。これに対して、保険は、基本的には所得保障制度であり、多様化・高度化していくニーズに全面的に応えることはで

60) Harold J. Laski, *Liberty in the Modern State*, new ed., George Allen & Unwin, London, 1948, pp.14-15 [飯坂良明訳『近代国家における自由』7刷, 岩波書店, 1981年, 11ページ].

61) Christian Bay, *The Structure of Freedom*, Stanford University Press, Stanford, 1970, p.7 [横越英一訳『自由の構造』初版1刷, 法政大学出版局, 1979年, 10ページ].

62) T. W. Hutchison, 'Positive' *Economics and Policy Objectives*, George Allen & Unwin, London, 1964, pp.168-169 [長守善監訳『経済政策の目的』東洋経済新報社, 1965年, 348-349ページ], 丸尾直美『福祉の経済政策』日本経済新聞社, 1975年, 29ページ.

きない。多様化・高度化していくニーズの中には、所得に関わるものの他、保健・医療、環境、住宅、雇用、教育など、社会保険制度は勿論のこと、社会保障制度の枠をも越えて対応しなくては処理し切れないものが、多く含まれている。こうした課題に対して、社会保険は、まず社会保険相互間の関係を調整し、制度の分立がもたらす不公平・不平等の本格的な是正に真剣に取り組まなければならないであろう。そこでは、制度の統合化・一本化の他に、保険プール・再保険などの保険技術を活用・応用することも考えられてよいが、中途半端な対応は、ますます矛盾を深め、新たな混乱を惹き起こすことにもなりかねない。十分な論議を尽くした上での徹底的な改革を、日本経済に余力のあるうちに断行する必要がある。ベバリジは、社会保険改革の第一指導原則を、「世界史の中で革命的な瞬間とは、革命を行う時であり、弥縫策を講じる時ではない」⁶³⁾と結んでいる。無論、社会保険制度間の調整・改革と並行して、社会保険と社会福祉・社会サービスなどの関連諸制度との調整が進められ、相互により緊密で効果的な連携が可能になるような態勢を作り上げていかなくてはならない。全ての国民が真に頼ることのできる社会保険に代表される公的保障制度があって、初めて、さらに保障の厚みと広がりを加える集団保障制度と個人保障制度の意義も増してくる。社会保険に過度の期待をすることは、社会保険についての正しい理解の仕方とは言えないが、逆に社会保険の機能を過小に評価することも間違っている。社会保険は、それが公的保険であるが故に、私的保険には到底不可能な数々の実験を行い、数多の成果を挙げてきたことを、今一度想起すべきである。

(本稿は「公益信託 吉村記念厚生政策研究助成基金」の助成による研究の成果の一部である。)

[日本大学]

63) Beveridge, *op. cit.*, p.6 [前掲訳書, 5ページ].